

令和2年6月定例会 建設経済常任委員会記録

令和2年6月12日（金）

令和2年6月16日（火）

場所：鳥栖市議会 第3委員会室

目 次

| | |
|--------------------|-----|
| 令和2年6月12日（金） | 5頁 |
| 令和2年6月16日（火） | 79頁 |

令和2年6月定例会日程

| 日次 | 月 日 | 摘 要 |
|-----|----------|--|
| 第1日 | 6月12日（金） | <p>審査日程の決定</p> <p>農林課審査 議案乙第13号、報告第1号 〔説明、質疑〕</p> <p>報 告（経済部農林課） 鳥栖市地域休養施設・滞在型農園施設の指定管理について 〔報告、質疑〕</p> <p>商工振興課審査 議案乙第13、14、16号、議案甲第33号、 報告第1号 〔説明、質疑〕</p> <p>上下水道局審査 報告第2、3号 〔説明、質疑〕</p> <p>建設課、維持管理課審査 議案乙第13号、報告第1、4～8号 〔説明、質疑〕</p> <p>都市計画課審査 議案乙第13号、報告第1号 〔説明、質疑〕</p> |
| 第2日 | 6月16日（火） | <p>現地視察 市民公園（宿町） 田代大官町・萱方線道路改良事業現地 轟木・衛生処理場線道路改良事業現地</p> <p>議案審査 議案乙第13、14、16号、議案甲第33号 〔総括、採決〕</p> |

6 月定例会付議事件

1 市長提出議案

[令和2年6月12日付託]

| | |
|------------------------------|------|
| 議案甲第33号専決処分事項の承認について | [承認] |
| 議案乙第13号令和2年度鳥栖市一般会計補正予算(第2号) | [可決] |
| 議案乙第14号専決処分事項の承認について | [承認] |
| 議案乙第16号令和2年度鳥栖市一般会計補正予算(第3号) | [可決] |

[令和2年6月16日 委員会議決]

2 報告

報告第1号繰越明許費繰越計算書について

報告第2号予算繰越計算書について

報告第3号予算繰越計算書について

報告第4号専決処分事項の報告について

報告第5号専決処分事項の報告について

報告第6号専決処分事項の報告について

報告第7号専決処分事項の報告について

報告第8号専決処分事項の報告について

鳥栖市地域休養施設・滞在型農園施設の指定管理について(経済部農林課)

令和2年6月12日（金）

1 出席委員氏名

委員長 松隈 清之
副委員長 西依 義規
委員 小石 弘和 齊藤 正治 内川 隆則
古賀 和仁 飛松 妙子

2 欠席委員氏名

なし

3 説明のため出席した者の職氏名

経済部長兼上下水道局長 古賀 達也
商工振興課長兼新産業集積エリア事業推進室長 古沢 修
商工振興課長補佐兼商工観光労政係長 樋本 太郎
商工振興課企業立地係長兼新産業集積エリア事業推進室新産業集積エリア事業推進担当係長 三橋 秀成
商工振興課新産業集積エリア事業推進室新産業集積エリア事業推進係長 能富 繁和
経済部次長兼農林課長 松隈 久雄
農林課長補佐兼農政係長 佐藤 正己
農林課農村整備係長 中垣 秀隆
農業委員会事務局長 倉地 信夫

上下水道局管理課長 小川 智裕
上下水道局管理課総務係長 小森 敏幸
上下水道局管理課業務係長 小柳 洋介
上下水道局事業課長 日吉 和裕
上下水道局事業課浄水場長 平塚 俊範
上下水道局事業課長補佐兼水道事業係長 桑形 伸
上下水道局事業課長補佐兼浄水・水質係長 松雪 秀雄
上下水道局事業課下水道事業係長 古賀 咲子

| | |
|-------------------------------------|-------|
| 建設部長 | 松雪 努 |
| 建設部次長兼建設課長 | 佐藤 晃一 |
| 建設部次長兼建設課参事兼総務部次長兼庁舎建設課参事 | 萩原 有高 |
| 建設課参事兼スマートインターチェンジ推進室長兼維持管理課参事 | 三澄 洋文 |
| 建設課長補佐兼庶務住宅係長 | 犬丸 章宏 |
| 建設課長補佐兼整備係長兼スマートインターチェンジ推進室長補佐兼事業係長 | 杉本 修吉 |
| 建設課スマートインターチェンジ推進室用地係長 | 江藤 誠 |
| 維持管理課長 | 大石 泰之 |
| 維持管理課管理係長 | 斉藤 了介 |
| 維持管理課維持係長 | 山下 美知 |
| 建設部次長兼都市計画課長 | 藤川 博一 |
| 都市計画課長補佐兼公園緑地係長 | 本田 一也 |
| 都市計画課庶務係長 | 古澤 貴裕 |
| 都市計画課計画係長兼鳥栖駅周辺整備推進室長兼整備推進係長 | 木原 智範 |
| 国道・交通対策課長 | 中内 利和 |

4 出席した議会事務局職員の職氏名

議事調査係主任 古賀 隆介

5 日程

農林課審査

議案乙第13号令和2年度鳥栖市一般会計補正予算（第2号）

報告第1号繰越明許費繰越計算書について

〔説明、質疑〕

報告（経済部農林課）

鳥栖市地域休養施設・滞在型農園施設の指定管理について

〔報告、質疑〕

商工振興課審査

議案乙第13号令和2年度鳥栖市一般会計補正予算（第2号）

報告第1号繰越明許費繰越計算書について
議案乙第14号専決処分事項の承認について
議案乙第16号令和2年度鳥栖市一般会計補正予算（第3号）
議案甲第33号専決処分事項の承認について

〔説明、質疑〕

上下水道局審査

報告第2号予算繰越計算書について
報告第3号予算繰越計算書について

〔説明、質疑〕

建設課、維持管理課審査

議案乙第13号令和2年度鳥栖市一般会計補正予算（第2号）
報告第1号繰越明許費繰越計算書について
報告第4号専決処分事項の報告について
報告第5号専決処分事項の報告について
報告第6号専決処分事項の報告について
報告第7号専決処分事項の報告について
報告第8号専決処分事項の報告について

〔説明、質疑〕

都市計画課審査

議案乙第13号令和2年度鳥栖市一般会計補正予算（第2号）
報告第1号繰越明許費繰越計算書について

〔説明、質疑〕

6 傍聴者

なし

7 その他

なし

それでは、市民公園ということによろしいでしょうかね。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

対応できますかね。（「はい」と呼ぶ者あり）

土砂降りだった場合はどうしましょう。（「そのときは中止で」と呼ぶ者あり）

じゃあ天候次第で。

それでは、日程につきましては、以上のとおり決しました。

それでは、付託議案の審査に入りますので、準備のため暫時休憩いたします。

午前10時47分休憩



午前10時48分開会

松隈清之委員長

再開いたします。

審査に入ります前に、古賀部長のほうから一言御挨拶をお受けしたいと思います。

古賀達也経済部長兼上下水道局長

改めまして、おはようございます。

本6月定例会の建設経済常任委員会におきまして、経済部、上下水道局の審議いただきます議案につきましては、6月補正予算及び追加の補正予算の乙議案2件、繰越関係の報告が3件、それから4月に専決処分させていただきました甲議案1件、乙議案1件。それから議案外の報告でございます。

6月補正予算といたしましては、農林課関係で森林経営管理制度基本計画策定業務委託料、市民公園整備工事費などがございます。

それから専決処分及び追加補正予算につきましては、新型コロナウイルス感染症対策の経済対策に関するものでございます。

よろしく御審議いただきますようお願い申し上げまして、御挨拶とさせていただきます。

松隈清之委員長

ありがとうございます。



農林課審査

議案乙第1号令和元年度鳥栖市一般会計補正予算（第5号）

議案乙第13号令和2年度鳥栖市一般会計補正予算（第2号）

報告第1号繰越明許費繰越計算書について

報告（経済部農林課）

鳥栖市地域休養施設・滞在型農園施設の指定管理について

松隈清之委員長

それでは、経済部関係議案の審査を始めます。

農林課関係議案の審査を行います。

議案乙第13号令和2年度鳥栖市一般会計補正予算（第2号）、報告第1号繰越明許費繰越計算書について及び議案外の報告、地域休養施設及び滞在型農園施設の指定管理についてを一括議題といたします。

執行部の説明を求めます。

松隈久雄経済部次長兼農林課長

それでは、議案乙第13号令和2年度鳥栖市一般会計補正予算（第2号）のうち、農林課関係分について御説明申し上げます。補正予算説明資料の2ページをお願いいたします。

まず歳入の主なものについて御説明いたします。

款20繰入金、項1基金繰入金、目4森林環境譲与税基金繰入金、節1森林環境譲与税基金繰入金の説明欄、森林環境譲与税基金繰入金につきましては、令和2年度森林経営管理制度事務に係る繰入金でございます。

次に、資料3ページをお願いいたします。歳出の主なものについて御説明をいたします。

款6農林水産業費、項2林業費、目2林業振興費、節13委託料の森林経営管理制度基本計画策定業務につきましては、森林経営管理制度に伴う基本計画策定を行うための委託料でございます。

次に、資料4ページをお願いいたします。

款6農林水産業費、項2林業費、目3林業事業費、節17公有財産購入費は広域林道九千部山横断線未買収用地購入費用でございます。これによりまして、残りの未買収用地は5筆ということになります。

続きまして、款6農林水産業費、項2林業費、目4治山事業費、節15工事請負費は市民の

森周辺駐車場の整備工事等に要する費用でございます。

次に、資料5ページをお願いいたします。

報告第1号繰越明許費繰越計算書（農林課）でございます。

款6農林水産業費、項1農業費、事業名、営農再開草生・樹勢回復等被害対策事業は、136万円のうち、繰越額は31万7,000円でございます。こちらにつきましては、8月に完了予定でございます。

款6農林水産業費、項1農業費、事業名、老朽農業用水路改修事業は、275万円のうち繰越額は275万円でございます。工事は4月末に完了をいたしております。

続いて、款6農林水産業費、項1農業費、事業名、若宮井堰改修事業は1,830万円のうち繰越額は1,783万2,000円でございます。この工事につきましても、4月末に完了いたしております。

款6農林水産業費、項1農業費、事業名ため池ハザードマップ作成事業は、176万円1,000円のうち、繰越額は同額でございます。これにつきましては、今年度予算と合わせ委託を行い、納期は今年度末を予定しております。

最後に、款11災害復旧費、項1農林水産施設災害復旧費、事業名、農林水産施設災害復旧事業6,704万8,000円のうち、繰越額は4,663万5,000円でございます。未完了につきましては、ため池が1か所と、広域林道が1か所でございます。

ため池につきましては、7月に完了予定でございます。なお復旧工事の間の水利用については、影響はないところでございます。

また広域林道につきましては、12月完了を予定いたしております。

また議案外でございますけれども、鳥栖市地域休養施設・滞在型農園施設の指定管理について御説明をいたします。

現在、指定管理を行っておりますけれども、本年度が最終年度となっております。このため行革推進本部会議におきまして、方針を定めたところでございます。

まず管理運営方法につきましては、引き続き指定管理としたいと。

指定管理期間につきましては、5年間としたいと。

公募、非公募につきましては、非公募としたいと。

指定管理者につきましては、引き続き、株式会社篠原建設としたいと考えております。

今後、事業者との協議及び12月議会への提案を行ってまいりたいと考えております。

以上、簡単でございますが、農林課関係分の予算説明とさせていただきます。

松隈清之委員長

執行部の説明が終わりました。これより質疑を行います。

小石弘和委員

4 ページの公有財産購入費。林道用地購入費、2,114平方メートル、33万9,000円。

林道用地購入費は、結局どの辺をまた買戻しせないかと。

松隈久雄経済部次長兼農林課長

こちらの部分につきましては、広域林道の部分でございまして、場所的には牛原の若林というところになります。

佐藤正己農林課長補佐兼農政係長

当初計画されていた用地が、今回相続者間の合意がやっと頂けましたので、購入をさせていただくものでございます。

小石弘和委員

これ、林道に直接関係するわけやなかろう。結局、林道用地……、林道は通つとるわけやけん。

松隈久雄経済部次長兼農林課長

林道は開通いたしておりますけれども、随時、用地買収を当初から行っておりましたけれども、今残っている部分については、相続等の関係で買収が進んでいないところでございます。

今回、1筆の協議が整いましたので、この費用を計上させていただいているところでございます。

小石弘和委員

これ、あと4筆か何か残っているというふうなことでございます。

じゃあ残っている4筆の分と、場所を明確に出していただきたいと思います。

松隈久雄経済部次長兼農林課長

後ほど地図に落として提出をしたいと思います。

松隈清之委員長

ほかにありませんか。

内川隆則委員

5 ページの若宮井堰改修事業というのは、これ受益者負担が伴うかどうか。伴うならば、幾らなのか。

松隈久雄経済部次長兼農林課長

この若宮井堰改修事業につきましては、環境対策課より私どもが委託を受けております。

その中で、その費用負担については、ないというふうに伺っております。

以上でございます。

松隈清之委員長

いいですか。

古賀和仁委員

先ほど報告があったんですけど、指定管理者のところで、今回5年間で組むということで、現在はどのようなふうになっているのか、過去何年でやっていたのか。

佐藤正己農林課長補佐兼農政係長

まず指定管理につきまして、平成21年度から始まっておりまして、篠原建設のほうは、平成21、22、23の3年間で、平成24年度から5年間の指定管理をお願いしております。

その後、平成29年度に非公募での1年間、平成30年度から今年度までの3年間でまた非公募をお願いしているところでございます。

古賀和仁委員

ということは、今回5年間ということは、公募をするということですかね。

松隈久雄経済部次長兼農林課長

先ほど御説明しましたとおり、非公募ということで方針を定めております。

以上でございます。

古賀和仁委員

今までずっと公募していたのを非公募にするというのは、何か理由があるわけなんですか。

松隈久雄経済部次長兼農林課長

先ほど佐藤のほうより説明いたしましたけれども、平成29年度からは非公募でお願いいたしております。

古賀和仁委員

ちょっと質問の仕方が悪かったんで、次5年間ですということ、これについては公募するということですか。現在は非公募ということでしょう、単年度で。

松隈久雄経済部次長兼農林課長

今後5年間について非公募でお願いしたいということで、方針を決定したところでございます。

古賀和仁委員

非公募にするっていう理由は何になるわけですか。

普通は指定管理者する場合は、いろんな条件でするんですけど、それを非公募にするという理由は何ですか。

松隈久雄経済部次長兼農林課長

内部で協議を行いまして、非公募の理由といたしましては、基本的には今日のこういうコ

コロナ関係の情勢があるということで、収益が1年、2年では業者のほうも指定管理者のほうも期待できない。なおかつ、これまで長く運営をしていただいておりますので、その安定感もあるというところで5年間の非公募をお願いすることが妥当だということで、結論をいたしたところでございます。

古賀和仁委員

指定管理料ですね、これについても見直しを行うということですか、そのままの状態であるということですか。

松隈久雄経済部次長兼農林課長

今後、指定管理料についての協議を行うことといたしております。

小石弘和委員

今の部分ですけど、公募した年数が平成何年からと。

それから、そのときに指定管理料が幾らだったと。時系的に表に出してください。

松隈久雄経済部次長兼農林課長

資料のほうで、後ほど提出させていただきます。

松隈清之委員長

小石委員、先ほどの資料もなんですけれども、いつまでに。最終日でいいですか。

小石弘和委員

最終日でよかです。

齊藤正治委員

非公募という指定管理じゃなくなってしまうっていうこと、1つはね。

そげんなってくると、今からコロナの問題もあるけれども、ずーっと客数が減ってくるんだと思うんですよ。

そうなっていくと減ってきたときに、じゃあどこまでうちが負担をしていくのかっていうのが、これだけ経費がかかるとるけん、これだけは今のままじゃでけんですよっていうことも、可能性というのはあると思うんですけど、そこら辺どのように見えていますか。

佐藤正己農林課長補佐兼農政係長

現在、指定管理料を算定するときに、利用者見込みで収入の分をまず算定をします。

その後、当然、必要経費の部分を見ていくわけですけども、人件費であるとか、お風呂を沸かすための燃料費、そういった部分は全部、現在運営されています指定管理者の業者さんのほうから資料をもらいます。利用者がこれぐらいのときは燃料費とか材料費であるとか、消耗品費だとか、ある程度算定をして、収入と支出の部分で、支出が当然多くなりますので、その不足する部分を指定管理という形で見えていくようなやり方をしております。

それ以上減ったからってという部分については、協定書の中で赤字になっていた場合、補填しないという基本的な協定がありますので、そういう形で今運用しております。

齊藤正治委員

そう言うものの、過去ずーっと見てみると、もともと指定管理で公募までしてきて、50万円以上の修繕とかそういったものについては……、50万円以下のやつは、管理業者が払うものだと言いながら、今のところ全面改修ではないけど、大規模な改修をやってきたわけじゃないですか。

そういうところも市の対応の仕方がずっと変わってきているわけですね。だから対応の仕方が変わってきているっていうことは、業者が請け負うのに大変厳しい状況であるということだと思っんですよ。

そげんなってくると、本当にそういうふうには業者にお任せしとった方がいいのか、それとも将来的にはもう少し縮小して、やっぱり直営でやれる範囲の中でやるのか。どっちかだと思っんですけれども、そこら辺はどのように考えてあるんですか。

松隈久雄経済部次長兼農林課長

言われる意見も確かにございまして、直営ということについても検討いたしましたけれども、今回につきましては、改修もいたしておりますし、当面の間、有効に利用したいということで、その中で効率的な運営ができる業者のほうにお願いしたいという方針に決まったところでございます。

齊藤正治委員

例えばコロナ対策で密を避けるとか、三密を避けるとかになってきたとき、おのずから制限せんばいかんわけやないですか。そういったときには誰が責任持つんですか。

松隈久雄経済部次長兼農林課長

例えば公式にこういう自粛をしてくださいというような通達が来た場合につきましては、基本的には私どもからのお願いでございます。

指定管理を全国でしているところでございますので、それについて国のほうからの通知もございまして、その部分については、よく業者と協議をし、認められる部分は認めなさいというような通知が来ておりますので、その基準に基づいて対応したいというふうに思っております。

齊藤正治委員

あんまりこれ以上質問しませんが、ただ根本的にもう一回やっぱり検討し直す必要があるんじゃないかと私は思いますけどね。そうしないと業者に負担ばかりかけさせてこれはいい話じゃないですよ。

だからそこはしっかりと将来的なことも含めて、やっぱり直営でできる分は直営でやっていく、その程度の範囲の中でやっていけばいいわけ。別に派手にする必要も何もないわけですので、そこら辺は十分今後検討していただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

内川隆則委員

続きの話やけどね。大体、検討はいろいろ……、以前の役員からいろいろ検討したような話はあるとね。

というのは、やっぱり河内町の人たちとの協議、協力というふうなやつも遡ればあるわけだよね。だからそういうやつを含めた上で、どうなのか。篠原建設がどうなのか。

というふうに、建設会社自体がどうなのかというふうなことを、河内町の人たちがどうなのかというふうなこと、などなど協議をしたことあつとね。

松隈清之委員長

暫時休憩します。

午前11時6分休憩



午前11時9分開会

松隈清之委員長

再開いたします。

古賀達也経済部長兼上下水道局長

内川議員からの御指摘でございますけれども、施設の在り方等につきまして、地元や指定管理者等々を含めたところの協議は行っておりませんが、研修施設的な意味合いも今持っております。で、大規模な改修も行っております。

そういった関係で、結構研修で使われるとか、また合宿とか、そういうところでの固定客等もあっているところでございます。

で、今後は、そういう施設の在り方については齊藤議員のほうからも御指摘を頂きましたところでございまして、そういうところを含めまして検討してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

西依義規委員

関連ですけど、小石委員が今までの指定管理料をおっしゃったんで、できたら修繕費とか、リニューアル費とかも載せていただいて、結局、元を取る、取らんじゃないけど、どれぐらいかけてどれぐらいの効果があってっていうのを見たいんで。

あと、もし研修とかであれば、もっと鳥栖市民に、子どもクラブとか、もうちょっと使ってもらわんと、せつかく市民サービスしてやるならやるで、民間に指定管理者でも丸投げするなら丸投げ。やっぱそれがちょっと僕は中途半端に見えるんで、その辺の役割分担は何かしているんですか。

お客さんを入れるのももう全部篠原さんだと。うちは何もしないというふうなのか。お客さん入れるのも市も何かされているのか。

佐藤正己農林課長補佐兼農政係長

施設改修後になりますけれども、平成30年度から減免対象施設の団体とか増やしました関係で、現在はまちづくり推進協議会が行われる事業であるとか、子どもクラブの事業であるとか、少年野球チームが合宿するとかっていう形での市内の方の利用が増えてきております。

平成30年度、令和元年度につきましては、3月補正予算で、減免対象施設の利用者の分の補填をするっていう形の補正をさせていただいているような状況で、少しずつそういった団体、市内にある学校の研修であるとか合宿であるとか、そういうのは少しずつ現状増えている状況にあります。

飛松妙子委員

滞在施設周辺の市民の森公園だとか、あと下のほうで、キャンプとかができる場所があるんですよ。今回、コロナで、かなり他県からキャンプで来られていて、そこを中止されたと思うんですが。

一体的に何か考えられないのかなあっていうのがあるんですが、その辺は何かありますか。

市民の森公園とか、滞在施設とか、あと、そういうキャンプ場のところを一体的に考えての何か取組みたいなのは考えていらっしゃるのか、過去にあったのか。

分かりますか。

松隈久雄経済部次長兼農林課長

基本的にキャンプ場も含めて指定管理をお願いしておりますので、なるべく集客が進むように、また市民の森につきましても、いろんな散策路がございますけれども、やはり劣化する部分がありますので、その辺については県の協力も頂きながら整備をして、あそこの地域一帯が、そういう市民の憩いの場になるような形で私どもも思っております。

今後もそういう整備をしていきたいというふうに思っております。

飛松妙子委員

市民の皆様の憩いの場ってということで御答弁頂きましたけど、実際キャンプとかは他県から来ているのが多いというふうにお伺いしていますので、使用料とかも市内の方と他県を分けるとか、何かいろいろ工夫しながら市民の皆様が、違います……、一緒、違いますか。かなり差がありますか。(発言する者あり)

かなり……、その金額の差がどのくらいあるかと思うんですけど、密集したっていうのを考えたときに、かなり安いのかなという気もしましたものですから、よろしく願いいたします。

続いて、いいですか。とんぼ公園っていうのがあるのは、農林課の管轄では……(「商工」と呼ぶ者あり) 商工振興課ですか、分かりました。

すみません、ありがとうございます。

松隈清之委員長

いいですか、もう。

今指定管理、幾つか御意見ございましたけれども、今回、方針として今後5年間、非公募で、篠原建設さんにとということでございますが、今回先ほどありましたように、コロナで自粛の要望があろうとなかろうと、三密対策するだけで回転率って絶対落ちるんですね、飲食店もそうですけど。

だから、自粛があるかにかかわらず、やっぱり三密対策取るだけでも、通常と違う使われ方をせないかんの、その影響はやっぱり本来赤字は補填せんという話になっているけど、これはもう指定管理業者の問題じゃない部分がほとんどじゃないですか。これはやっぱりそれなりに考えとかないかんじゃないですかね。赤字を補填せんとかっていうことじゃなくてね。

今後のことについても先ほど御意見あったように、地元とかと話して方向性としては、言われたように売却という方法も1つあるんだろうし、御意見としてはね。

5年間またぼーとしとったら、5年後に同じ意見が出て繰り返しになるんで、今後の方向性をちゃんと人が変わっても継続的に協議をしてもらおうようお願いしておきます。

ほかないですか、農林課は。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

それでは、農林課関係議案に対する質疑を終わります。

次に、商工振興課関係議案の審査に入りますので、準備のため暫時休憩いたします。

午前11時16分休憩



午前11時20分開会

松隈清之委員長

再開いたします。



商工振興課審査

議案乙第13号令和2年度鳥栖市一般会計補正予算（第2号）

報告第1号繰越明許費繰越計算書について

松隈清之委員長

これより商工振興課関係議案の審査を始めます。

初めに、議案乙第13号令和2年度鳥栖市一般会計補正予算（第2号）及び報告第1号繰越明許費繰越計算書についてを一括議題といたします。

執行部の説明を求めます。

古沢修商工振興課長兼新産業集積エリア事業推進室長

それでは、商工振興課関係分について御説明をいたします。

委員会資料は、6ページになります。

目2商工業振興費につきましてですけれども、企業立地奨励金対象企業の設備の増設に伴います補正でございます。

その下、繰越明許費繰越計算書についてでございますが、御覧のとおり繰越額が確定いたしましたので報告するものでございます。

なお、現地の工事といたしましては、ほぼ完了しておりますので、今後書類等の整理後、完了検査を実施してまいります。

以上、一旦説明を終わります。

松隈清之委員長

説明が終わりました。これより質疑を行います。

をいたします。

次のページめくっていただきまして、委員会資料の10ページをお願いいたします。

鳥栖市飲食店テイクアウト応援事業といたしまして、テイクアウトを実施する飲食店に対し、経費の一部を補助するものでございます。

補助につきましては、対象経費の5分の4以内、上限8万円でございます。

この状況といたしましては、昨日現在、6月11日現在で、申請決定件数が26件となっております。

次のページ、委員会資料の11ページをお願いいたします。鳥栖市緊急事業支援給付金給付事業について御説明をいたします。

本事業につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響によりまして、今年の2月から5月までの、いずれか一月の売上げが前年同月比で50%以上減少した法人及び個人事業主の方を対象としております。給付額といたしましては、法人につきましては、上限30万円。個人につきましては、上限15万円。

給付の状況を申し上げます。昨日現在、6月11日現在で、法人が194件、個人が411件、合わせまして605件。給付の総額といたしましては、約1億2,000万円でございます。細かく申し上げますと、1億1,964万2,000円、約1億2,000万円でございます。という状況になっております。

次のページをお願いいたします。12ページでございます。

こちらは鳥栖市中小企業小口資金融資制度事業について御説明をいたします。

この事業につきましては、既存の市内中小企業の小口資金融資制度がございますけれども、それを今年度末まで拡充するものでございます。

拡充の内容といたしましては、これまでの貸付限度額1,000万円を2,000万円に、貸付期間を5年間から10年間に延長するものでございます。

なお今回の拡充に伴いまして、預託金を1億円積み増すとともに、保証料を1,000万円補正しております。

委員会資料の13ページ、こちらに関しましてはさきに御説明いたしましたけれども、勤労者福利厚生資金貸付利子等補給金の来年度分の債務負担行為100万円でございます。

一旦説明を終わります。

松隈清之委員長

説明が終わりました。質疑を行います。

小石弘和委員

11ページの一般財源3億1,000万円と、10ページの一般財源の800万円。これはどこから持

ってきたと。財政調整基金から持ってきたと。

古賀達也経済部長兼上下水道局長

専決処分の分につきましては、こちらについては市単独の事業になりまして、財政調整基金から財源を持ってきたというふうに聞いております。

以上でございます。

小石弘和委員

聞いておりますじゃなくて、確認しとるんやろうもん。はっきり申し上げてください。

古賀達也経済部長兼上下水道局長

この財源については財政調整基金でございます。

以上でございます。

松隈清之委員長

よろしいですか。

飛松妙子委員

鳥栖市でも様々対策を打っていただいております。

先ほど11ページの605件で、1億2,000万円の支援があったということでお聞きしたんですが、今後の予想としてどのように考えていらっしゃるのか。

あと、6月30日までが受付期間ということで、あと1か月ないのですが、その後も何か考えていらっしゃるかどうかを教えてくださいなと思うんですが。

古沢修商工振興課長兼新産業集積エリア事業推進室長

こちらの事業につきましては、4月30日に専決処分をさせていただいたものを御説明いたしているところでございますけれども、拡充等につきまして追加提案をさせていただいておりますので、それについてはまた後ほど御説明をしたいと思っております。

以上でございます。

飛松妙子委員

6月までの今後の予想っていうのは何かございますか。もう立てられない、分からない状況ですかね。すいません、聞き方が悪いですね。

6月30日までが3億1,000万円っていうことで、6月までの今後の予想が3億1,000万円まで行くのかどうかと、先ほど、その後は拡充したってことですが、これと同じ扱いで拡充っていう考え方でよかったですでしょうか。

古沢修商工振興課長兼新産業集積エリア事業推進室長

6月、今月につきましては、予算額が3億1,000万円でございます、見込みといたしましては、十分足りるものというふうに想定をしております。

そこを踏まえまして、追加提案の分の金額については、試算をしておるところでございます。

飛松妙子委員

ありがとうございます。

それと12ページのところで、小口金融事業で佐賀県信用保証協会の補償対象業種であることと書かれているんですが、今まで鳥栖市で何件ぐらい承認っていうんですかね、していただいて、で、承認をするということは、出された金額を承認されているということだと思っておりますが、そのまま、その金額が保証会社で承認されているのかも含めて、お分かりになりますでしょうか。

松隈清之委員長

飛松委員、今のは、もうこの制度になってからの数でいいですか。

飛松妙子委員

そうです。

古沢修商工振興課長兼新産業集積エリア事業推進室長

これ5月1日から拡充しておるんですけれども、結果については、1か月遅れという形でくるものですから、御質問の内容と趣旨としましては、昨年度末というか、これまでの実績状況についてまず申し上げたいと思うんですけれども。

実際の貸付件数については260件。貸付残高につきましては、6億4,000万円ほどでございます。申込まれたものにつきましては、保証が通っているというふうに理解をしております。(発言する者あり)

拡充してからの話ですかね。

先ほど申し上げたのが、昨年度末までの承認実績ですけれども、拡充して先ほど申し上げたとおり5月分についてなんですけれども、5月までの分が2件でございます。貸付額は1,220万円となっております。

飛松妙子委員

ありがとうございます。

今後また増える見込みがあるのかなと思うんですが、最終的にはこの佐賀県信用保証協会が金額を確定するということをお聞きしているのですが、それはそれで、そういうことで認識してよろしいかどうかを、確認ですが。

樋本太郎商工振興課長補佐兼商工観光労政係長

まず小口資金融資制度の概要について御説明させていただきますと、小口資金融資制度というものは、本市と市内の金融機関さんで協定して貸付けをする制度でございます。

そちらにつきましては、本市のほうが預託金を通常は3億円預託して、9億円まで貸し付けることができるという制度でございます。

貸付けに当たっての審査というのは金融機関さんが担っていただいています。

そして保証についても、保証協会さんのほうで認定を、別に審査されている、そういう制度でございます。

以上でございます。

飛松妙子委員

分かりました。あと県の事業と絡めて、同じような内容なのかどうかは分かりますか。

セーフティーネットと、その流れというか、その制度の内容が。

古沢修商工振興課長兼新産業集積エリア事業推進室長

今、国庫系の金融機関、それから県の経営改善資金等につきましては、今回の新型コロナウイルス対策ということで、3年間なりの無利息という形で実施がされておるものでございますけれども、今回御提案しております市の小口資金融資制度につきましては、これまでの小口資金制度融資を拡充しておりますが、全く同じというわけではなくて、利息については発生をしております。

ただし保証については、保証協会が全額保証するという形になっております。

で、これを拡充した目的というのは既存で利用されていらっしゃる方が、もちろん政府系の金融機関であるとか、あと経営改善資金ということで、県の8,000万円まで無利子無担保の融資制度とか利用をされるのが、恐らく先だと思います。

こちらの市小口資金制度につきましては、既にもう借りられてある方が、さらに借換えをされたいという場合に、1,000万円を超えて借換えをしたいとかというような御要望が、今後出てくるだろうというふうに金融機関からも伺っておりましたので、先に拡充をしておるところでございます。

以上でございます。

松隈清之委員長

いいですか。

小石弘和委員

10ページのテークアウト。6月11日現在で申請が26件出ていると。

これ申請書が出たら7月31日まで待つわけ。スピード感であるなら、26件出ているなら、出た順序でやはりスピード感を持ってお支払いするというふうなことをせんと、意味合いがないわけ。どういうふうなシステムになっているわけ。

古沢修商工振興課長兼新産業集積エリア事業推進室長

説明が不足で申し訳ございません。

このテークアウトの補助事業につきましては、主に市内の飲食店がテークアウトに努められ始めた4月に遡って経費を補助するものでございまして、もちろん限度額まで達成した事業所といたしますか、飲食店につきましては、もう既にお支払いをしております。

ですので、申請をされて実際4月からの経費を積み重ねられて、もう上限額まで達したということで、もう申請と同時に、すぐに請求を頂いておるところでございます。

小石弘和委員

その件数は何件あるわけ、26件のうち。支払い済みは。

樋本太郎商工振興課長補佐兼商工観光労政係長

御質問にお答えいたします。件数は現在8件、64万円を支給しておるところでございます。

内川隆則委員

11ページの給付金。ここに書いてあるのは、市内に居住されている人たちで、市内に事業所があり市外にも事業所があるような人を対象にしているだろうと思うけど、逆に市内に店を持って市外から来られている人たち、もしくは……、そういうところかな。それと税金が納められていない方。所得税とか、市民税とか、滞納じゃないよ。

という人たちはどうなのかっていうふうなことを、ちょっと改めて教えてほしい。

古沢修商工振興課長兼新産業集積エリア事業推進室長

この給付金でございますけれども、鳥栖市独自の給付金事業ということで、オリジナルでやっておるところでございますが、あくまでもっていいですか、第一に市民の方である事業者の方を救済したいということを思って制度設計を行っております。

ただし、内川議員がおっしゃられるように市外の方で、市内で店舗をもって営業されていらっしゃる方もいらっしゃいます。

そういった方でも、いわゆる市民税の均等割が課税されている方がいらっしゃいますので、そういった方については、この給付金の対象としておるところでございます。

その後におっしゃられた市外の方で、市内で店舗を営んでおられて、いわゆる非課税の方、所得が達していない非課税の方については現在、給付の対象とはしておりませんが、そこにつきましては、今後の状況等を見ながら検討してまいりたいというふうに考えております。

松隈清之委員長

検討期間は6月30日まで。

古沢修商工振興課長兼新産業集積エリア事業推進室長

検討期間につきましては、この後、追加提案をしておるもので期間を延ばしておりますの

で、それも含めて期間だというふうに考えております。

齊藤正治委員

まずテイクアウトの分の対象件数ですかね。

それから同様に緊急対策の対象と、その大まかな業種、飲食業とか、小売店もいろいろあるでしょうけれども。そういったものを後で資料を出していただければと思いますけれども……。

松隈清之委員長

齊藤委員、もう少しマイクの近くでしゃべってもらっていいですか。

齊藤正治委員

最初からやり直しますと、テイクアウトの応援事業について、これの対象件数ですね。今26件ということですが、これの対象件数。

それから次のページの緊急事業、これの対象件数と業態ですね。その資料をお願いしたいということが第1点ですが、

それから次の補正予算でも出てくるんですけど、緊急事業支給の給付のパーセンテージですね。これ50%ということなんですけれども、実際問題として50%も行くと、ほとんど倒産に近い形が出てくるんだと思うんですけど、その以前の、30%から50%までの間の人が大変多いと思うんですけど。そこら辺についてはどのように把握されているのか。

古沢修商工振興課長兼新産業集積エリア事業推進室長

この給付金制度の試算を行った際に、まず50%以上の方につきましては、課税情報のほうから法人の申告等をもとに、法人については約2,100者。それから個人につきましては、2,300者ということで把握を行っております。

そして、現在商工振興課のほうでセーフティーネットの認定を、売上げに応じて行っておりまして、その認定状況から試算をいたしまして、5割以上の減少の方っていうのが約30%、試算をしたときに約30%。そしてセーフティーネット上で、20%から50%未満、この方々についてが約45%という数字で試算を行ったものでございます。

齊藤正治委員

一番、こういう痛みがあっても、再度復活してもう一回営業せないかんという思いは、やっぱり30%、20%から50%のこの範囲の人たちが非常に痛がるって言ったらかおかしいんですけども、将来に向けての展望をやっぱり描けるだけの気持ちが、このパーセントぐらいであるんだと思うんですよね。

それ以上になってくると一応とりあえずもらっただけもらって、事業をどうしようかという考え方のある人も多いんじゃないかなと思うんですけど。

そういった意味でやっぱりこの鳥栖市独自のって言っているけど、50%っていうのは、要するに国のパーセントであって、鳥栖市独自のあれでないんですね。ただ補助金が50%のあれになっている。

だからこのパーセンテージをやっぱりもう少し下げて、やっぱりそれで支援していくというような形を取らないと、ちっちゃな町ですので、商店が1つなくなり、2つなくなりしていったら困るわけでございますんで、そこら辺はどういうふうに検討されているのか。

松隈清之委員長

齊藤委員、また次の予算でもあります。これ専決処分なんで。

後でまた……じゃあ部長どうぞ。

古賀達也経済部長兼上下水道局長

御指摘頂いたところで、現在国のほうでは、第2次の補正予算が審議中でございます、また臨時交付金関係につきましても増額をされるというふうな状況でございます。

今後の新型コロナウイルス感染症への対策につきましては、現在の状況、また、今回新たに提案しております経済対策等を踏まえながら、そういう国の臨時交付金等の配分額等も見ながら、内容について適切に判断してまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

古沢修商工振興課長兼新産業集積エリア事業推進室長

すいません、齊藤委員、資料をとおっしゃられた分の確認なんですけれども、テイクアウト事業の対象っておっしゃられた部分でなんですけど、対象はもう飲食店だけですが、そういう意味とは違うとですかね。(発言する者あり)

見込みで100件でございます。それと、給付金の割合とかおっしゃられたのは、現在の状況での業種別のパーセンテージみたいなものをお示しすればよろしいですかね。(発言する者あり)

了解です。

松隈清之委員長

よろしいですか。

西依義規委員

私もちょっと、11ページ、先ほど齊藤委員がおっしゃった業種とか、形態とか、法人とか個人のおっしゃった、そういう資料は出てくるんですか。

私が知りたいのは、例えば今、市外在住で市内の店舗は下りないと。けど、市内在住で市外は下りるんですね。その人は何割とか分かるんですか。

そういう方々とか、例えば何となく――何で聞きたいかという、これに漏れそう、この制度があるのに漏れそうなことを何とか減らしたいんですよね。

例えば、家でデスクワークしよって、もうその人も対象ですよとか、何かいろいろ、例えばグレーって言うか、ぎりぎりな分がどこかないかなと思うんで。例えば、業種を見せていただいたら、こういう業種は全然、何で申請がないとかなって思うんで。

例えば、市外と市内の割合とか、そういう集計って何かされているんですか。どういう集計表があるんですか、今。

古沢修商工振興課長兼新産業集積エリア事業推進室長

今、集計しておるものにつきましては、法人と個人の件数ですね。それから決定額はもちろんです、あとはそれに対します業種の割合。これは、現在のところは、法人も個人も合わさったところで業種の割合については把握をしております。

ただ、その中でも市外で営業をされている個人の方がいらっしゃいますので、それについてはデータの中から抽出すれば何件っていうことは御説明することは可能でございます。

ですので、その資料につきましては、業種別の割合の資料をお示ししたときに併せて市外の方についてはカウントをしてまいりたいと思っておりますので、口頭にて御説明でよろしゅうございますか。

松隈清之委員長

よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕



議案乙第16号令和2年度鳥栖市一般会計補正予算（第3号）

松隈清之委員長

それでは、続きまして、議案乙第16号令和2年度鳥栖市一般会計補正予算（第3号）を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

古沢修商工振興課長兼新産業集積エリア事業推進室長

それでは、先ほどもちょっと御説明いたしましたけれども、追加提案分の委員会資料を御覧いただきたいと思っております。資料のページについては、2ページでございます。

予算額等についてはこちらですけれども、それぞれ資料をつけておりますので、資料に沿

って御説明をいたします。

次のページをお願いいたします。委員会資料の3ページですね。

応援クーポン券発行事業といたしまして、全市民分及び市内宿泊者等に市内店舗等で使用できるクーポン券を配布するものでございます。

新型コロナウイルスの影響を受けております市内の経済の回復に向けた後押しということで行う事業でございます。

クーポン券についてですけれども、1,000円の利用につきまして500円のクーポン券1枚を使用できるものと思っております。

配布枚数につきましてですけれども、市民1人当たり500円券を4枚。ですから、お一人当たり2,000円分となります。市民1人当たり500円券を4枚、2,000円分。

市内宿泊者につきましては、1人当たり500円券を2枚、1,000円分ということで、市内宿泊者については配付をしたいと考えております。

それから児童扶養手当対象児童、それと就学援助対象小中学生につきましては、それぞれ担当課から追加で配布をされます。

それも市民1人当たりと同じですね、500円券が4枚、追加して配布をするものでございます。

使用期間につきましては、令和3年1月までを今のところ予定をしておるところでございます。

次のページ、委員会資料の4ページをお願いいたします。

こちらにつきましては、事業者3密対策支援事業といたしまして、先ほどちょっと御説明いたしましたけれども、現在実施をしております飲食店テイクアウト応援事業、これ飲食店に限って行っております。それを拡充いたしまして、補助率、上限金額等については同じでございますけれども、補助対象経費を、これまでのテイクアウト分に加えまして、通販サービスや、オンラインによるサービスの提供の開始、それから電子マネー決済機器の導入、その他三密を回避するための対策等に要する経費の一部の補助に充てられるように拡充をしたいと思いますと思っております。

委員会資料の5ページをお願いいたします。

こちら先ほど来、御質問頂いておりますけれども、現在実施しております緊急事業支援給付金給付事業につきましてですが、対象期間を2か月間延長いたしまして7月までといたします。

これは、緊急事態宣言の影響が当初の想定よりも幅広い期間で多様な業種に広がっております。後ほど資料ができ次第、業種については、お見せをすることになると思うんですけれ

ども、多様な業種に広がっております。

それで、時間差的に製造業等への影響が出始めておりますので、対象期間を延長することとしたものでございます。

以上、追加提案分の説明を終わります。

松隈清之委員長

説明が終わりました。これより質疑を行います。

小石弘和委員

3 ページですけどね、これは市民 1 人当たり 500 円券を 4 枚、たった 4 枚、2,000 円。

そしてこれ児童扶養手当対象児童ちゅったら、1 人当たりその扶養家族がおったときには、今度はまたもらえるわけね、この対象者は。

古沢修商工振興課長兼新産業集積エリア事業推進室長

市民 1 人当たりとは別に、児童扶養手当対象児童 1 人当たり。それから就学援助対象、小中学生については、追加で配布をいたします。（「追加でね」と呼ぶ者あり）

小石弘和委員

それからこれ、市内宿泊者ちゅうたらどういう方を呼ぶわけ。市内宿泊者。

これ 2 万人って想定されておりますけど、その説明をお願いしたい。

古沢修商工振興課長兼新産業集積エリア事業推進室長

市内宿泊者につきましては、市内のホテル、旅館、宿泊できる施設に宿泊する方を対象としております。

それとあと、2 万人でございますけれども、そういった市内の宿泊施設に宿泊されていらっしゃる方の数っていうのが年間約 20 万人おられるということで数値が上がっておりますので、1 割程度ということで 2 万人という試算を行ったところでございます。

以上でございます。

小石弘和委員

これ市内宿泊者ちゅうようなことは期限を切つてあるわけですか。期間をいつからいつまでと。対象の期間を。

古沢修商工振興課長兼新産業集積エリア事業推進室長

対象の期間を区切ろうと思っております。で、使用期間に合わせて、区切らせていただこうと思っておりますが、市内クーポン券、宿泊者の市内宿泊者数については、2 万人を限度としておりますので、限度に達し次第、配付のほうは終了するという形になります。

小石弘和委員

それは理解しました。

ところで1人当たり500円券4枚は、大体予定としてはいつ頃配布されて、どういうふうな方法でやられるのか。お聞かせていただきたいと思います。

古沢修商工振興課長兼新産業集積エリア事業推進室長

こちらの資料に書いていますとおり、使用開始期限を9月からというふうに予定をしておりますので、8月中には少なくともお手元に行くように配布を行いたいというふうに考えております。

配布の方法につきましては、世帯主の方宛に、その世帯員の方の分のクーポン券を同封いたしまして、配布を行いたいと思っております。

小石弘和委員

これ、このクーポン券をもっと早く発行できるように。私たちも難儀しているからね。難儀しておるから早くお願いしたいなと思って。

8月どころやなくて、もうできれば早くお願いしたいと思っております。

松隈清之委員長

要望でいいんですか。

小石弘和委員

はい。

内川隆則委員

前に関連。昨年の10月消費税が上がったときに、クーポン券を配布して、対象者の人たちが、半分しか取り来とらんやったち、それで政府から怒られたち。

周りの市町村調べたらどこでんそげんやったち。だけん、これはどんくらい見越しとっと、使用。

古沢修商工振興課長兼新産業集積エリア事業推進室長

消費税10%増税の際に行った事業は商品券事業でございまして、希望者の方が購入を、その商品券をされるという事業でございました。

ですので、その際に、非課税者の方、いわゆる低所得者の方等が対象になっておったものですから、購入については、あまり芳しくなかったという状況がおっしゃられてあるとおりでございます。

ただ今回につきましては、市民の方に購入していただくことなく、配布をいたしますので、それ以上に利用されるものというふうに考えております。

松隈清之委員長

残りますけど、まだお昼……、それとも切りのいいところまで行きたいんですか、どうですか。(発言する者あり)

昼から。またがつつりやりたい。

飛松妙子委員

御説明ありがとうございます。

気になるのが、クーポンの配布の仕方、どういう形のクーポン券になって、あともう一つは追加配布をするっていう、児童扶養手当の対象児童と就学援助対象の中学生も一緒に送られるのか、それともこれは別途、福祉のほうから送られるのか。

その辺のことを教えていただきたいんです。

古沢修商工振興課長兼新産業集積エリア事業推進室長

まずクーポン券の形ですけれども、いわゆる商品券が今までございましたけど、あれと同じような形で作成をしようと思っております。

で、児童扶養手当対象世帯、それから就学援助対象世帯については別途、担当課のほうから追加で配布をするというふうにしております。

飛松妙子委員

ありがとうございます。ということは、クーポン券が商品券みたいに1人4枚つづりで送られてくるっていうことで、よかったということですね、分かりました。ありがとうございます。

あとすみません、市内宿泊者にはどのように配付するのでしょうか。

古沢修商工振興課長兼新産業集積エリア事業推進室長

市内宿泊者への配付ですけれども、先ほど申し上げた市内宿泊施設、そちらと協議が必要にはなっていないんですが、鳥栖市旅館組合というものが存在しておりまして、そちらと協議の上ですけれども。今のところ、想定をしておりますのは、宿泊する際のチェックイン時に配付を行っていただこうと考えております。

配付を行う方法等につきましては、先ほど申し上げたとおり、どういうふうに配付をされたのか、何枚配付してあるのかっていうのは、随時確認ができるように旅館組合のほうと、どういう方法が適当なのかっていうのは今後、詰めていきたいというふうに考えております。

飛松妙子委員

ありがとうございます。やっぱり宿泊者の方の場合は、例えばクーポン券自体の色を変えとかしていただくとちょっと分かりやすいかなっていうのは感じました。

あと……。〔昼からしましょうか〕と呼ぶ者あり)

お昼からということで、すみません。

松隈清之委員長

すみません、じゃあ申し訳ありませんが、昼からまたよかですか。

じゃあ質疑の途中でありますが、昼食のため休憩いたします。

午後0時4分休憩



午後1時8分開会

松隈清之委員長

再開いたします。

休憩前に引き続きまして、質疑を続行いたします。

西依義規委員

先ほどのクーポン券の続きで、3ページですね。

まず市内の取扱い、大型店を除くと書いてはありますが、具体的には大型店はどんなところをイメージされているのかと、もうこの商店とか、事業所が500円のクーポン券を頂きました、その後の換金とかはどういうふうにするのかと、下の内訳、事業費等で2,814万円の詳細を教えてください。

樋本太郎商工振興課長補佐兼商工観光労政係長

御質問にお答えいたします。

まず大規模店舗でございますけれども、こちらについては、いわゆる大店法の対象となる店舗のことを我々は想定しております。ですので、市内の大型商業施設等は除き、基本的には市内の個店を対象というふうに考えておるところでございます。

続きまして、クーポン券の換金方法について御説明させていただきます。

クーポン券の換金につきましては、市内の金融機関のほうで換金をお願いする形にしておりまして、そのスキームは昨年のプレミアム付商品券の事業に準じた形で、現在調整中でございます。

続きまして、事務費2,800万円の内訳でございますが、こちらについては商工振興課分としまして、クーポン券発送に係ります宛名シール等の需用費26万1,000円。それから発送に係ります郵送料が832万円。それからこちらは鳥栖市と商工会議所で協議会をつくって、クーポン券事業を行う予定でございますが、こちらに対する補助金のうち、換金原資を除いた部分の事務費として1,931万4,000円。

それからこども育成課のほうで児童扶養手当の対象児童に係ります通信運搬費等として12

万円。同じく、学校教育課のほうにおいて就学援助対象の小中学生に係る通信運搬費等として12万円、合わせて2,814万円を計上させていただいているところでございます。

西依義規委員

最初に、大店法の対象店舗って鳥栖市に何店ぐらいあるんですか。

樋本太郎商工振興課長補佐兼商工観光労政係長

10店舗ほどというふうに県から聞いております。

西依義規委員

例えば駅前の商業施設があるじゃないですか。

あそこの中に個店も入っている、それも一括して大店法という考え方ですか。例えばテナントは使える、使えない、大店法の店舗に入っているから使えないというその辺。

樋本太郎商工振興課長補佐兼商工観光労政係長

大店法の定義といたしましては、大店法の基準面積の中には、飲食店は含まれておりません。ですので、フレスポ一帯が大規模店舗という形になってきますが、その中の基準面積の1,000平米を超える部分についてが、大店法というふうになってきます。

したがって、フレスポの中の飲食店については、その中から除外した形で、面積を案分して、それが大規模店舗に当たるかどうかという判断になってまいります。

ただプレミアム付商品券事業、過去、商工会議所さん等でやっていただいた中では、専門店については除いて、1つの建物ということで除いていますが、今回についてはちょっとまだその辺については商工会議所さん等々も協議して検討していきたいと考えております。
(「個別の店舗を聞くとは……、休憩していいですか」と呼ぶ者あり)

松隈清之委員長

暫時休憩します。

午後 1 時13分休憩



午後 1 時17分開会

松隈清之委員長

再開いたします。

西依義規委員

そうしたら、先ほど換金は銀行とおっしゃったんですけど、そこに例えば銀行さんの手数料とかそういう予算組みはどこに、委託費に入りますか。幾らぐらいなんですか。

樋本太郎商工振興課長補佐兼商工観光労政係長

協議会のほうに、補助金として流しております、協議会のほうが金融機関さんと委託契約を締結することになろうかと思っております。

古沢修商工振興課長兼新産業集積エリア事業推進室長

補足の説明ですけれども、今、金融機関と事前の調整をしておりますけど、その中では1.6%、500円の券面当たり換金手数料が8円というところで調整を行っております。

西依義規委員

じゃあ今分かる範囲で委託費の、大体これに幾らっていうのわかりますか。委託費の中の、また人件費が幾ら、手数料が幾ら、印刷費が幾らとか、分かんないですか。

樋本太郎商工振興課長補佐兼商工観光労政係長

御質問にお答えさせていただきます。

現時点では換金のほうが、委託料につきましては、先ほど古沢のほうで申したとおりでございます、換金原資として1億7,600万円でその手数料が仮に1.6%だったとして、大体300万円ぐらいになろうかというふうに考えております。

それからクーポン券の印刷自体についても今後業者さん等々の協議が必要になってくるかと思いますが、大体今100万円超えぐらいかなという感じで想定しております。

以上、お答えとさせていただきます。

西依義規委員

最後、この国庫支出金は、国が今回の調整のやつのことって思っているんですか。

古沢修商工振興課長兼新産業集積エリア事業推進室長

国の第一次補正予算にありました臨時交付金でございます。

飛松妙子委員

実際使える店舗をどのように市民の皆様にお伝えされるのか、その方法と、あと使える店舗に何かシールとかを貼るような予定をされてらっしゃるのかを教えてください。

古沢修商工振興課長兼新産業集積エリア事業推進室長

使える店舗はもちろん募集をしなければいけないんですけども、募集に一定の期間が必要と思っておりますが、商品券の配布を8月中に上げて申しあげましたが、そのクーポン券の中に同封をして、使える店舗については、間に合った店舗については、一覧にして送付をしたいと考えております。もちろん、ホームページ上とかでも公開は考えております。

それとあと、宿泊所のほうはその一覧だけを見られても分からないということがあります

ので、それはちょっと時間がかかるかもしれませんが、店舗等を掲載した冊子等の作成も検討はしておるところでございます。

お店、取扱い店舗は登録をしていただいたならば、ポスターの掲出やのぼり旗、それとレジ付近に分かるような物を掲出していただくような形、それとシールとかですね。そういったものを考えております。

小石弘和委員

このクーポン券を作るときに費用はどのくらいかかるわけ。

樋本太郎商工振興課長補佐兼商工観光労政係長

現時点で調整中ではございますけれども、1枚当たりクーポン券の印刷につきましては、10円程度で見込んでおりまして、総枚数が9万7,000枚ということで、107万円前後ぐらいになろうかと考えております。

小石弘和委員

これ事務費でするわけ。そうすると結局、市内の印刷業者に依頼するというふうなことで理解しているわけね。

古沢修商工振興課長兼新産業集積エリア事業推進室長

市内の印刷業者に発注したいと考えております。

小石弘和委員

理解はいたしました。

それで、これ偽装されんごたっクーポン券ば作らないかんですよ。すぐ偽装されるようなクーポン券を作ったらいかんですよ。

ですから、印刷代をうんとかけて、よろしく願いいたします。

以上。

松隈清之委員長

クーポンいいですか。クーポンのところで、宿泊者ありますよね。

宿泊……、さっき旅館組合かな、のほうでやってもらってということなんだけれども、多分、事前にある程度のクーポンを渡しておく形になると思うんですよ。

で、要は不正利用対策がどういうふうにとれるかなあと。いわば、ホテル事業者を疑うわけではないけれども、言ったら宿泊者にやったかどうかの確認って、正確にはもうできないじゃないですか。

宿泊者が要らんって言ったらその分はもうカウント上、上がるけど、宿泊者数の。クーポンは残っていくわけですよ。

それを、不正利用をされないかどうかの対策っていうのは、現時点で考えてありますか。

古沢修商工振興課長兼新産業集積エリア事業推進室長

あくまでも、鳥栖市旅館組合との協議の上ではなるとは思いますけれども。

例えば、先ほど飛松議員からも御案内があったように、宿泊者用っていうような分かるような券面にするっていうのが1つの手だてだと思います。いつも同じ方が持って現れると、店舗側にですね。ということのないように、宿泊者用のクーポンであることが見た目に、券面で分かるようにするっていうのは1つ。

それからもちろんですけど、宿泊施設との取り決め。取り決めの中で、そういった不正行為が発覚した場合には、損害賠償をしていただくというような取り決めに交わす必要があるんじゃないかというふうに考えております。

それから配付したホテルがどこなのかっていうのを分かるように、券面に、ホテルに受付印があるのかどうか分かりませんが、そういったものを押していただくとか。

あとはもちろんですけど、月別の宿泊人数とクーポンの在庫数っていうのは、きっちり報告をしていただくっていうようなこと。

それとあと、券面で分かるようにして、なおかつ、どこで発行されたものかを分かるようにして、月別の宿泊者人数とクーポン券の在庫数の報告をさせて、鳥栖市旅館組合とどういふような報告をできるのかっていうのは、今後協議をしてまいりたいというふうに考えています。

松隈清之委員長

結構な、2万人想定であるんで、これが不正に使われるとよろしくないんで、そこは検討していただきたいと思います。

次、いいですよ。

齊藤正治委員

すいません、先ほどからの続きの緊急支援ですね。

これ見てみますと4,400件ぐらい対象者が、小売等々含めあるということですけども。

そのうちの飲食店は100件ぐらい対象者って言いよったよね。

古沢修商工振興課長兼新産業集積エリア事業推進室長

100店舗っていうことを想定したのは、飲食店の中でもテイクアウトを実施されてあるであろう店舗の数を想定したものであって、市内の飲食店の数ではございません。

齊藤正治委員

いずれにしても、飲食店ばかりやなしに、いろんな業種がそこに入っているわけで、まして国の50%になりますと国の補助は、助成金が法人で200万円、個人で100万円もらえた上に、市からも30万円と、15万円ですかね、もらえるというようなことですけども。

50%を切ったら、切ったところは、もう助成措置っていうか、そういったのが全然ないということになってくるんじゃないかなと思うっております。

だからそういうことじゃなしに、本来、国のする分も含めてなんですけれども、この鳥栖の地場の業界、業界というよりも、いろいろな店舗をやっぱり守っていかないかん話だと思うんですね。

だからコロナが通り過ぎても、今から、ウィズコロナっていうことでございますけれども、やっぱりシャッター通りといいますか、シャッターが下りないような、ここで施策を取っていただかないといけないと思います。

このパーセンテージをやっぱり、今のところ20%から50%が45%っていう想定されているみたいですけど、少なくとも30%以上には、ぜひとも給付をしていただくように、鳥栖ならではの方法でやっていただきたいと思いますけれども。

見解を求めます。

古賀達也経済部長兼上下水道局長

先ほども申し上げましたけれども、今回の緊急事業支援給付金につきましては、激減したところに対して手を、後押ししたいということで給付を制度設計したところでございます。

今後につきましては、こういう経済対策、また追加でも、クーポンとか、ああいう形で、事業者への消費喚起等へ結びつけるような経済対策も展開していきたいと思っておりますし、また国の第二次補正予算でも、新たに臨時交付金の増額等も予定をされているという状況でございます。

国の補正予算、それから県の施策、様々な施策も今後展開されると思っておりますので、そういうところを見ながら、また、本市の経済状況の回復等の状況を見ながら、齊藤議員御指摘の部分も含めて適切に検討してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

齊藤正治委員

ぜひ、よろしくお願ひしたいと思っておりますけれども、1つだけとお尋ねしますけれども、1期目の経済対策と2期目の経済対策と、端的に言えば、1期目のときの1か月間落ち込んでいると。それから2期目のときの、また落ち込んでいるっていうことは、2回支給されるんですか、それとも1回ということですか。

古沢修商工振興課長兼新産業集積エリア事業推進室長

それは1回限りでございます、一度給付を受けたところは、もう2回目はございません。

齊藤正治委員

よろしくお願ひいたします。

松隈清之委員長

いいですか。

西依義規委員

4ページに、今度テークアウトにプラス、三密対策とかを拡充された事業を始められているので、いいことだと思うんですが、テークアウトが分かりやすかったですね、印刷製本、広報費で、はい、それですねって。

ですけど、今度、その他三密を回避するための対策って書いて、例として下にいろいろ書いてあるんですよね。その辺のどうやって判断するのか。通常のレイアウトと、いやこれは三密だと。

例えば今度、間仕切りをする、消毒液をじゃあ買うけん、これ三密でしょうとか、どういうふうな、誰がどういう基準で、これは三密を回避するための対策っていうその、判断されるのかどうか。

古沢修商工振興課長兼新産業集積エリア事業推進室長

そこについては要綱を定める必要がありますので、その要綱をつくる上で決めていきたいと思っております、ここは主な考え方をお示ししておりますが、その要綱の中ではっきりさせていきたいというふうに思っております。

西依義規委員

例えば、コロナ感染対策じゃなくて三密対策、その辺はコロナ感染を拡大させないための対策と三密対策、また違うじゃないですか。

例えば手を洗うとか、新たに手洗い場をつくると。これ絶対、コロナの対策やけど、三密対策ではないじゃないですか。

それは飲食店の考え方として、やっぱりお客様が清潔でされたほうがっていうにはつかなくて、三密にはつくってという考え方、大体の考え方を教えてほしいんですけども。

古沢修商工振興課長兼新産業集積エリア事業推進室長

大体の考え方としては、今西依議員がおっしゃられたように、手を洗うっていうのは、普通の衛生的な部分になって、感染対策、委員がおっしゃられた部分ですね。

ではなくて、いわゆる三密対策について補助をしていくっていうことを考えています。

西依義副委員

感染対策に対する補助はしない、いや正直な話、消毒液を買うだけでも大分違うと思うんですよ。業者さんが言っちゃいかんけど、無駄な出費、無駄っていうか、過剰な、今までなかった手洗い場をタオル……、これじゃなくて、ちゃんとするって、使い捨てに。それも今までもこれで、がらがらでよかったのに、替えないかんわけでしょ。

だから、その三密って限定されたところの正当性がコロナウイルス感染症対策じゃなくて三密なのか、ちょっと僕はよく分かんないです。何で三密に限定されたのか。

古沢修商工振興課長兼新産業集積エリア事業推進室長

三密に限定したのは、今までの同じ業態といたしますか、同じ形での経営っていうのは恐らく難しいということで、ここで言いますように、三密、いわゆる三密対策等を講じないと、皆さんがワクチンを打って通常通りっていうか、元のおり生活できる状況というのは、ちょっとそこまでは戻らないということで。

例えば、飲食店等を経営される上で、そういった対策が必要になってまいりますから、そういうものについて、補助をすると、いわゆる感染、衛生的な部分のアルコール消毒的なものっていうのは、想定はといたしますか、この対象にはしていなかったところがございます。

西依義規委員

コロナウイルスを店で広めないとか、要は食べる場所なので、例えばトイレの開け閉めとか一番、学校でもそうでしょう。

例えば、普通のドアを自動ドアに変えるってそれだけでも、下手したらトイレのノブをつかまんの、感染対策になるじゃないですか。

そういう本当にどこで線を引くのかなとちょっと思ったんで、その要綱を見てからでいいんでしょうけど、ぜひしっかりその辺も考えて、つくっていただきたいと思います。

松隈清之委員長

私もそう思います。今言われたように、もちろん三密も含めて今後の事業、とりあえずワクチンの開発に行くまでは、課長言われるように、これまで同様の営業がしづらい。

もちろん三密もなんだけれども、当然、先ほど言われたように、これがなければ発生しなかった支出って多分いっぱいあるんですよ。

そこはやっぱり全額とまで言わんけれども、もちろん上限もあるんでね、全てじゃないにしても、そこはやっぱり支援すべきところなんじゃないかなあと僕も思いますよ。

まだ今から整理される部分はあるでしょうけど、三密対策も含めて、感染対策全般も、考慮……。

で、あんまりがちがちにすると、逆に申請できなくなるぐらいになってしまう可能性もあるんで、結果的にはよっぽど感染防止の対策のほうが効果あることかもしれないし、感染拡大にはね。そこはぜひ考慮していただきたいと私も思います。

飛松妙子委員

今の件で、先日美容室のほうに行ったときに、やっぱり今までは、テークアウトのみの補助金っていうか、支援金だったので、私たちもそういうのがあると助かりますっていう声も

これより上下水道局の審査を始めます。

報告第2号及び報告第3号、予算繰越計算書についてを一括議題といたします執行部の説明を求めます。

小川智裕上下水道局管理課長

説明資料の2ページをお願いいたします。

報告第2号令和元年度鳥栖市水道事業会計予算繰越計算書について御説明させていただきます。

建設改良費の繰越しにつきましては、国道3号稲塚1号線外1路線及び儀徳・江島線雨水整備工事関連の配水管布設替工事に関するもので、関連工事の進捗に合わせたためでございます。

完了の見込みにつきましては、国道3号が5月末、稲塚1号線外1路線が4月末、儀徳・江島線雨水整備工事が5月末にそれぞれ完了いたしております。

令和元年度予算のうち、それぞれの支払い残額を令和2年度に繰り越すものでございまして、地方公営企業法第26条第3項の規定に基づき、議会に報告するものでございます。

続きまして、3ページをお願いいたします。

事故繰越につきましては、鳥栖市水道事業ビジョン等策定業務及び浄水場更新工事に関するものでございます。

水道事業ビジョン等策定事業におきましては、上位計画である県ビジョンの進捗に合わせたためでございます。

なお一般会計における明許繰越が公営企業法におきましては、建設改良費のみを対象としておりますので、事故繰越といたしております。

浄水場更新工事につきましては、平成30年度繰越しを行った工事で、ろ過池内の最下部に施工した下部集水装置に不具合が発覚し、同装置の納入に日数を要したため事故繰越といたしております。

完了の見込みにつきましては、水道事業ビジョン等策定業務が8月末完了見込み、浄水場更新工事の機械設備が5月末に完了、同工事の電気設備が8月完了見込みとなっております。

令和元年度の予算のうち、それぞれの支払い残額を令和2年度に繰越したもので、地方公営企業法第26条第3項の規定に基づき、議会に報告するものでございます。

続きまして、4ページをお願いいたします。

報告第3号令和元年度鳥栖市下水道事業会計予算繰越計算書について御説明いたします。

建設改良費の繰越しにつきましては、浄化センター長寿命化工事及びし尿処理等受入施設整備事業につきましては、機器機材の納入に日数を要したため。管きよ整備事業につきまし

ては、主なものとして、西田川雨水対策事業において支障物件の移設に日数を要したためでございます。

完了の見込みにつきましては、浄化センター長寿命化工事が10月末、し尿等受入施設整備事業が9月末、管きよ整備事業が7月末の見込みとなっております。

令和元年度予算のうち、それぞれの支払い残額を令和2年度に繰越したもので、地方公営企業法第26条第3項の規定に基づき、議会に報告するものでございます。

以上、御説明を終わらせていただきます。

松隈清之委員長

説明が終わりました。これより質疑を行います。

飛松妙子委員

御説明ありがとうございます。

4ページの説明のところに、機器機材の納入に日数を要したためとありますけれども、その内容を教えていただけますでしょうか。

日吉和裕上下水道局事業課長

まず浄化センターの長寿命化工事におきましては、電気関係の監視制御装置の製作に日数を要したものと、し尿等の受入れ施設に関しては、同じように監視制御装置等々——すいません長寿命化のほうが、あと最初沈殿池の汚泥かき寄せ機の製作等にも時間を要しております。それと、し尿等の受入れ措置についても監視の制御装置が日数を、製作について要しておるところでございます。

飛松妙子委員

日数を要したのは、作業が遅れたからなのか、そういうところがあって日数を要するようになったのか。すいません、もうちょっと詳しくいいですか。

松隈清之委員長

遅れた理由ということですね。

日吉和裕上下水道局事業課長

長寿命化工事におきましては、日本下水道事業団のほうにも委託をしておりますけれども、報告を受けたところによりますと、電気関係の入札の不落等によって時間を要したということで、製作の着手が遅れたことによる、年度内の完了が見込めなかったということになっております。

松隈清之委員長

いいですか。

ほかにありますか。

松隈清之委員長

それでは、これより建設部関係議案の審査を始めます。

建設課、維持管理課関係議案の審査を行います。

議案乙第13号令和2年度鳥栖市一般会計補正予算（第2号）及び報告第1号繰越明許費繰越計算書についてを一括議題といたします。

執行部の説明を求めます。

佐藤晃一建設部次長兼建設課長

建設課佐藤でございます。

それでは、補正予算説明資料に基づきまして、建設課分について御説明いたします。

2ページをお願いいたします。

今回の補正は、社会資本整備総合交付金の配分が決定したことによる、増額の補正をお願いしております。

一番上の田代大官町線を例にとりて説明しますと、対象事業費に補助率を掛けまして国費を算出しております。

それから当初の国費を差し引きまして、今回の増額補正分の歳入の国費としております。

それと中ほどの飯田・酒井東線につきましても、これは当初、国費を充当しておりましたけれども、轟木・衛生処理場線ですね、改築系のメニューのこの2本ですけれども。轟木・衛生処理場線のほうに補助金を、充当を一本化したために、酒井東線の分は減額となっております。

それと3ページをお願いいたします。

橋梁長寿命化事業が4,500万円の減になっておりますけれども、これはもともと社交金で充当しておりましたが、道路メンテナンスという新しいメニューができたために、そちらのほうにメニュー替えをしております。

それから3ページの下の部分から、4ページにかけましても、国費の増額に伴う市債の増額となっております。

それでは、5ページをお願いいたします。

歳出でございますけれども、今回工事請負費、公有財産購入費、補償、補填及び賠償金について増額をお願いしております。

歳出につきましても、資料に基づきまして御説明いたします。

資料1、6ページをお願いいたします。

田代大官町・萱方線に関しましては、赤の斜線をつけておりましたところが当初の用地取得、物件補償道路改良工事としておりましたが、今回の補正によりまして、左側ですね、西

側のアスタラビスタのところですが、この分の道路改良工事費を今回計上いたしております。

それから7ページをお願いいたします。

飯田・酒井東線道路改良工事ですけど、これはインターチェンジの側道の分になります。当初、赤のメッシュのところの用地取得を計上しておりましたけれども、今回の補正によりまして赤で着色している部分の用地費、それから補償費、用地費が250万円、補償費が320万円の合計の570万円の増額を計上いたしております。

それから8ページをお願いいたします。

飯田・水屋線、これ左のほうは北になりますけれども、南北の市道ですね。これにつきましては、今回の補正によりまして、赤で着色しております部分の農業用倉庫がありますけれども、農業用倉庫と立竹木の補償費となっております。

9ページをお願いいたします。

工事請負費130万円ですけども、これ萱方町第2住宅の中に雨水の排水路があるんですけども、それは南側に関しては蓋がかかっているんですが、道路の北側ですね、真ん中の道路の北側については、蓋がかかっておりませんので、その分の蓋かけの工事となります。

10ページをお願いいたします。

繰越明許費繰越計算書ですけども、一番上から、田代大官町・萱方線につきましては、用地の合意に日数がかかったこと、それから埋設されております電気通信施設の協議に時間がかかっておりますので、繰越しをお願いしております。

轟木・衛生処理場線につきましても、用地交渉に時間がかかっておりますので、繰越しをお願いしております。

飯田・酒井東線につきましては、インターチェンジ関係ですけども、関係機関ですね、福岡県、佐賀県、小郡市、NEXCOとの協議に時間がかかっております関係上、繰越しをお願いしております。

それから11ページの飯田・水屋線につきましても、これは県道と交差する部分があるんですけども、その分の調整に時間がかかっておりますので繰越しをお願いしております。

以上、建設課分の説明を終わります。

大石泰之維持管理課長

維持管理課大石でございます。引き続き維持管理課関係分について御説明いたします。

12ページをお願いいたします。

歳入の主なものでございますが、款16国庫支出金、項2国庫補助金、目5土木費国庫補助金、節1道路橋梁費国庫補助金につきましては、先ほど建設課の説明ございました橋梁長寿

命化事業に関しまして、道路メンテナンス事業補助制度の創設に伴い社会資本整備総合交付金から道路メンテナンス事業補助金へ項目を変更いたしますとともに、国の補正予算の内示に伴い額を補正するものでございます。

次に、市債でございますけれども、こちらも同じように橋梁長寿命化事業の国の制度変更に伴う市債分でございます。

13ページをお願いいたします。

款8土木費、項2道路橋梁費、目2道路維持費、節15工事請負費につきましては、道路のり面の崩壊対策に対応する経費を計上いたしております。

その下、目3道路舗装費、節13委託料につきましては、補助事業の事前調査として、舗装構成確認のための試掘調査及び補修回数の多い1級市道を中心に、道路の老朽化対策を計画的に実施するための舗装長寿命化、修繕計画策定に要する経費を計上いたしております。

次に、節15工事請負費につきましては、国の補正予算の内示に伴う補正でございます。

14ページをお願いいたします。

主要事項説明書でございます。商工団地3号線につきましては、赤でお示ししております森光商店から昭栄化学工業交差点手前までの600メートルの区間を実施する予定といたしております。

15ページをお願いいたします。

目4橋梁維持費、節13委託料及び節15工事請負費につきましては、橋梁長寿命化事業に対する国の補正予算の内示に伴う増額補正でございます。

次に、目6道路整備交付金事業費、節15工事請負費につきましても、道路防災事業に対する国の補正予算の内示に伴う増額補正でございます。

次のページをお願いいたします。

繰越明許費繰越計算書について御説明いたします。道路舗装事業費につきましては、令和2年1月に成立いたしました国の補正予算に対応するもので、履行期間を本年10月末までの工期といたしております。

次に、橋梁長寿命化につきましても同様に、国の補正予算に対応するものでございまして、履行期間を令和3年1月末までといたしております。

次に、排水路整備事業につきましては、令和元年12月補正に計上いたしました原町の水路新設工事ございまして、5月29日に完了いたしております。

次に、土木施設災害復旧事業につきましては、村田町の丸尾川に関する工事ございまして、履行期間を8月末までといたしておるところでございます。

以上、説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

松隈清之委員長

説明が終わりました。これより質疑を行います。

小石弘和委員

この10ページの、繰越明許費の計算で、これ田代大官・萱方線の道路工事改良事業、繰越しをしておりますけど、これ移転補償、道路用地購入費、この件が大きな要素と思うんですけど、大体いつ頃用地買収、移転補償費と道路用地購入が解決するものか。

その点と、それから13ページの維持管理課の道路舗装工事1億136万4,000円。

これ商工団地の要するに600メートルで、1メートル当たりどのくらいかかっているものか。結局3層舗装しているものか、2層舗装をしているものか

その点を、ちょっとお伺いをしたいと思います。

以上です。

佐藤晃一建設部次長兼建設課長

田代大官町・萱方線の繰越分でございますけれども、一応今、工事を発注しておりまして、工事請負費に関しましては7月末の完了を見込んでおります。

それから、あと残っております交渉中の用地が4件と補償費が6件ありますけれども、これにつきましては、令和2年、もう年度末になると思っております。

以上です。

大石泰之維持管理課長

商工団地3号線につきましては、大型車などもよく通るところでございますので、舗装2層打ちで、今度新たに側溝を、現在、車道部に側溝がございませんので、そこに側溝を入れることとしております。

以上です。

小石弘和委員

詳しく説明しなさい。

山下美知維持管理課維持係長

商工団地3号線のメートル当たりの単価といたしましては、17万円程度でございます。

以上でございます。

補正額1億円に対しまして、600メートルで割りますと16万8,000円程度になりますので17万円とお答え……、(発言する者あり)

松隈清之委員長

暫時休憩いたします。

佐藤晃一建設部次長兼建設課長

なかなか交渉が進んでおりませんが、やっぱり金額面で納得できない方とかいろいろいらっしゃいますけれども、この繰越し分に関しては、年度内に必ず終わらせないといけないことになりますので、この4件、6件に関しては令和2年度中に必ず終わらせます。

小石弘和委員

じゃあ、この道路の用地購入と、結局補償費はもう別々で考えるわけですか、一緒に考えるわけですか。

犬丸章宏建設課長補佐兼庶務住宅係長

基本的には、完了時期も含めて契約の相手方が、用地のほうと補償ほうと同一人物の方もいらっしゃいますので、基本的には一緒に考えるということで進めております。

小石弘和委員

じゃあ、最終的にはその用地の、結局金額が折り合わないというふうなことで、理解していいんですか。

佐藤晃一建設部次長兼建設課長

用地費と補償費が、もう同一人物であるところは、その両方ですね。両方について、納得していただくんことには、契約ができないということになります。

小石弘和委員

そうなると年度内に終わるというふうなことは、ちょっと不可能やないかなあ。

じゃあ、その交渉には何日間ぐらい行っているわけ。1か月に一遍とか2か月に一遍行っ
とったっちゃね、話にならないわけですよ。

そいけん、用地購入の専門分野がおるっちゃうか、ああいうとば連れて行ったらどうですか。

犬丸章宏建設課長補佐兼庶務住宅係長

用地交渉の頻度につきましては、相手方とのいろいろなお話の進み具合で、一月に一回のときもありますし、続けて週の中に2回行くとかいうところもありますので、そこはできるだけ丁寧に相手の方とはお話を詰めていくというふうなことでさせていただいているところでもあります。

先ほど、例えば用地購入費で交渉中が4件ございますというふうにお話をさせていただいたところではございますけれども、現在交渉の内容が進んで、そのうち1件の方については、もう間もなく契約をいただけるような段階までできている方もいらっしゃいますので、そこについては鋭意御理解を、地権者の方であるとか補償の対象の方について、お話をこちらのほうも進めさせていただきたいと思っておるところでございます。

小石弘和委員

それは、努力してもらわないかんですよ。もう結局1週間に一遍ぐらい行って、話すべきと私は思います。

この用地購入費の4件っちゃ、何平米あるわけですか。

犬丸章宏建設課長補佐兼庶務住宅係長

4件で、今お話をさせていただいているところでいくと、1,100平米程度が用地の対象の面積ということになっております。

小石弘和委員

じゃあこれ、1平米当たり、どのぐらいの話でしてあるわけですか。その金額的な折り合いがつかんとでしよう。

松隈清之委員長

暫時休憩いたします。

午後2時22分休憩



午後2時23分開会

松隈清之委員長

再開いたします。

犬丸章宏建設課長補佐兼庶務住宅係長

用地費の額の交渉につきましては、近隣に地価公示地というのもございますので、そういったところが4万5,000円程度で出ているところがありますので、そういったところを基準に価格を算定して、相手の方との交渉を進めているところでございます。

小石弘和委員

もう今から、いろいろ私が言うたっちゃ解決できんけん、あなたたちで解決しなさい。そうせんとね、もうどうしようもないですよ。

ここでいろいろ私が言うたっちゃ、解決せんならどうしようもないから。（「じゃあ、やめてって言われますよ」と呼ぶ者あり）

やめます。

内川隆則委員

引き続き、その下の轟木・衛生処理場線も同じ理由かい。

佐藤晃一建設部次長兼建設課長

ほぼ同じ理由です。

用地の交渉にちょっと時間がかかっているということです。

内川隆則委員

もたもたもたもた、こげんしてしよるならね、せつかく国からの補助がくさい、来ないやつが来たのにね、もたもたしてしまうと国からの補助がストップしてしまうよ。

ストップしたらなかなか再交付をするには、また時間がかかるというふうなことになるけんが。

その辺、十分考えてね、しっかり気持ちを改めてやってください。お願いします。

松隈清之委員長

ほかにありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

いいですか、じゃあ。



報告第4号専決処分事項の報告について

報告第5号専決処分事項の報告について

報告第6号専決処分事項の報告について

報告第7号専決処分事項の報告について

報告第8号専決処分事項の報告について

松隈清之委員長

それでは、続きまして、報告第4号から第8号専決処分事項の報告についてを一括議題といたします。

執行部の説明を求めます。

大石泰之維持管理課長

専決処分事項の報告について御説明いたします。

委員会資料、専決処分事項の報告についての2ページをお願いいたします。

事故に基づく損害賠償額を決定するため、地方自治法第180条第1項の規定により、専決処分したことを報告するものでございます。

まず2ページ目、相手方は小郡市在住の40歳女性でございます。

過失割合につきましては、市8割、相手方2割でございます。

事件の概要といたしましては、令和2年3月2日午後10時頃、自家用車で飯田町の市道永吉・重田線を走行中、現場の路面の陥没部に右側前輪が落輪した衝撃でタイヤを破損し、ホイールを損傷したものでございます。

続きまして、3ページをお願いいたします。

相手方は市内在住の40歳男性でございます。過失割合は市10割でございます。

事件の概要といたしましては、令和2年3月8日午後3時頃、自家用車で田代大官町の市道田代小北通線を走行中、蓋がかりが破損していたグレーチングに前輪が乗り上げた衝撃でグレーチングがはね上がり、車両下部にある燃料タンク等を損傷したものでございます。

続きまして、資料の4ページをお願いいたします。

相手方は、飯塚市在住の20代男性でございます。過失割合につきましては、市5割、相手方5割でございます。

事件の概要といたしましては、令和2年1月4日午後4時頃、自家用車で姫方町の流通業務団地内の市道永吉・重田線を走行中、現場の路面の陥没部に左側前輪が落輪した衝撃でタイヤを破損したものでございます。

続きまして、5ページをお願いいたします。

相手方は大川市在住の30代男性でございます。過失割合につきましては、市8割、相手方2割でございます。

事件の概要といたしましては、令和2年3月2日午後7時45分頃、自家用車で飯田町の市道永吉・重田線を走行中、現場の路面の陥没部に右側前輪が落輪した衝撃でタイヤを破損しホイールを損傷したものでございます。(発言する者あり)

同じ場所で、最初の2ページと陥没の穴、箇所については同じところでございます。

続きまして、6ページをお願いいたします。

相手方は市内在住の60歳男性でございます。過失割合につきましては、市5割、相手方5割でございます。

事件の概要といたしましては、令和2年3月2日正午頃、自家用車で養父町の市道八幡宮・牛原線を走行中、現場の路面の陥没部に左側前輪が落輪した衝撃でタイヤを破損したものでございます。

以上、報告とさせていただきます。

松隈清之委員長

執行部の説明が終わりました。これより質疑を行います。

小石弘和委員

その養父線で、結局落輪したというか、あそこは狭い道でね、そして市内の方があそこでタイヤを損傷するちゅうことは、かなりのスピードが出ているんじゃないかなど。道幅は、物すごく狭いと私は思うんですよね。

それからこれ起きたことだから、もうしょうないですけど、物損だから、まあいいとして、これが陥没のところに自転車が入り込んで転倒して、人身事故になって死亡事故でもしたら、大変なことなんですよ。

そいけん、私も前から言っているように、佐賀県一ぼろ舗装というふうなことで、常に言っているわけですよ。それで結局、もっと予算を組んで舗装よくしてくださいよというふうなことをお願いしているわけですよ。

そして令和元年度に道路パトロールを、結局業者に委託したというふうなことをお聞きして、34号線を、西と東に分けて、今泉建設と大島組が結局道路パトロールをしていたと。

ところが、結局その費用が安かったから、とにかくこんな道路パトロールは厳しいというふうなこともお聞きしたもんですからね。

維持管理課のほうに、これはどういうふうな方法を取っているかというふうなことで、どういうふうな方法を、当初——結局、令和2年は、どのくらいの金額で、どのくらいの、週何回のパトロールでやられているものか。

もう現実的に、維持管理課の林君が退職されておりますので、パトロールはほとんどできないような状態ですからね。その件は、要するに予算をどのくらい組んで、どういうふうな報告を受けて、週に何回くらいやっているかというふうなことをちょっとお聞かせいただきたいと思います。

齊藤了介維持管理課管理係長

令和2年度の、道路の維持補修に係る予算ということでお答えをいたします。

まず道路の巡回業者への委託料といたしましては、今泉建設さんと大島組さんと、2つの業者に分けておりますが、それぞれ週一、二回程度ですので、全体で週3回程度業者委託ということで行っております。年間の予算額としては480万円でございます。

また市の職員によるパトロールですけれども、こちらにつきましては、再任用の職員1名と、あと会計年度任用職員1名の2人で、今まで行っていたのと合わせて、同じような形で実施をしております。会計年度任用職員の報酬といたしましては、約250万円ということでございます。

また、道路の補修に係る人件費以外の補修材料費の予算額としては約266万円ということで計上させていただいております。この全体が、道路のパトロールに係る業者委託と職員に

よるパトロールの予算額でございます。

先ほど言っていたいただきましたとおり、パトロールは職員の分が大体週5ありますけれども、週5全部行っているわけではなくて、例えば草刈りとかそういうものもございますので、大体週に3回から4回程度が職員によるパトロールの回数と。それと合わせて、別に業者委託で週3回ということでございます。

以上でございます。

小石弘和委員

じゃあ、これは480万円、年間の予算だから240万円ずつを結局分配というふうなことで、これで業者さんは納得されているんですかね。

そして、報告はというふうに報告書をお出しになっているんですか。

齊藤了介維持管理課管理係長

昨年度の8月から業者委託ということで行っておりまして、確かに金額の面でいろいろ調整が必要ということでは、聞き取りの中では言われています。

それを踏まえまして今年度、路面補修っていうものと合わせ巡回パトロールも一緒にして発注をしているっていうふうな形で。

ちょっとそのやり方については、当然、パトロールをしながら破損箇所全体をオーバーレイという形ですのような。効率化を図るような形で、今年度は様子を見たいなということで考えております。（「報告書は」と呼ぶ者あり）

申し訳ございません。報告につきましては、毎月報告を報告書という形で上げていただいております。大体、地区ごとに2週間に1回ぐらいの割合で地区を回っております。そういった形で、補修箇所も写真つきで、実際の分の報告を受けております。

以上でございます。

小石弘和委員

材料費が266万円っていうたらエムコールの金額と思うんですね。このエムコールって埋めても、交通量が多かったらすぐ飛んでしまうわけですよ。

それで、やっぱオーバーレイで、その予算額でね、ある程度広くね、型補修していったほうがいいと私は思うので。

そういうふうなオーバーレイの予算も、かなりの金額を食い込んでやらなくては、この瑕疵問題は解決しないんじゃないかなと思っておりますので、その点はよろしくお願いを思います。

人身事故が起きては遅いですから、そういうふうなことをお願いして、私の質問を終わります。

松隈清之委員長

ほかにありますか。

飛松妙子委員

すいません、今のに関連してお聞きしたいんですけど、市の方が巡回して、何か所ぐらいその箇所を見つけられているのか。

また大島組さんと今泉建設さんが、何か所ぐらい見つけて——1か月の中で、いらっしゃるのかを教えてくださいませんか。

齊藤了介維持管理課管理係長

昨年度の実績にもなりますけれども、職員による補修の箇所としては、年間で1,800か所ぐらいなので、月当たり、大体百五、六十か所ぐらいを埋めているような状況でございます。

それで、また業者委託につきましては、市内全ての路線をお願いしているわけではなくて、おおむね主要な路線、陥没が多いと想定される幹線道路を中心に行っておりまして、大体毎月、報告書を見る限り、1業者当たり10か所程度補修をいただいているところでございます。

以上でございます。

飛松妙子委員

ありがとうございます。

補修を10か所ってことなんですけど、見つけた件数イコール補修ということで、月10か所だけになるっていうことですよ。

先ほどの市の方は、月で150か所ぐらい見つけているってことで、差が結構あるなと思うんですが。

齊藤了介維持管理課管理係長

職員につきましては、市の幹線道路以外でも市内全域をパトロールしていますので、当然、幹線道路よりちょっと道路の具合といいますか、劣化具合は、結構ひどいところもございまして、そういった回数の違いになっていると考えております。

飛松妙子委員

ありがとうございます。

それでしたら、今回の専決処分で5件上がっていますが、全部市の職員の方が回るコースで発生しているっていうことだと思んですが、市の職員だけで150か所見つけても、なお見つけきれないという結果だと思いますので、ちょっと職員の方をもうちょっと巡回していただいたほうがいいのか、それとも先ほど小石さんが言われたように、もっとちゃんとした舗装にしたほうがいいのか、その辺はどのようにお考えでしょうか。

齊藤了介維持管理課管理係長

今回、実際事故が起こっている場所っていうのは、養父町以外では、例えば飯田町とか流通団地内の永吉・重田線とかは、幹線道路の箇所、頻りに陥没が発生するような場所でございます。

こちらにつきましては、職員のパトロールの箇所でもありますし、業者が見ている箇所もございます。

先ほど、例えば路線ごとに2週間に1回程度パトロールをしているようなところなんですという事で申しましたけれども、職員も大体、この通りを通るのが2週間に1回ぐらいになるかと考えておまして、その間に発生したような事故でございます。

ですから、今後対策として、例えば陥没が頻りに発生する路線っていうのは、こういう管理の瑕疵がある箇所っていうのは大体ピックアップをして、同じようなところで大体発生をしていますので、そこをもう少し――業者委託の場合は、路線をもっと絞ってその場所に2週間に1回のパトロールを1週間に一遍にしてもらおうとか、そういうものをちょっと今回試行しながら、来年度に生かしていきたいと考えております。

飛松妙子委員

分かりました。

4月でしたかね。西町郵便局から妙善寺に入っていく道路のところ、物すごい陥没があって、私も御連絡させてもらったら、もうすぐ対応していただいて、ありがたかったんですけど。

本当に、その陥没を見たときに、私も車で通っていて、よけられたからいいんですけど、曲がり角なので、やっぱり皆さんスピードを落とすので気づいてよけられたんですけど。

逆にそれが、曲がり角で狭くない場所だったら、やっぱりちょっと陥没に突っ込んでしまったかなと思って、ちょっとぞっとした経験もあります。

私たちもそうですけど、巡回のほうは、もうぜひともよくやっていただきたいと思いますのでよろしくお願いします。

あと写真ですが、これ補修した後の写真ですよ、道路とか。

4ページとか5ページの、修繕する前ですか。補修する前ですかこれ。(発言する者あり) 補修する前でこんなに……、これですか。分かりました。

ちょっと分かりづらかったので、補修した後かと思いましたが。ぜひ補修する前の写真を載せていただきたいと思っていますので。

あと10割過失のところは、燃料タンクを損傷って書いてあるんですが、保険会社とのやり取りでこういうふうになったってことでよろしかったですかね。(発言する者あり)

分かりました。

西依義規委員

今の燃料タンクの損傷のところですけど、市内各所のグレーチングがあるところの再点検とかはされたんですか。

大石泰之維持管理課長

職員パトロールを行っておりますけれども、そういった際に、こういった事故が起きたのは、これに関しましては通常、気づかない場所でありまして、受けが破損した関係で、車輪が乗ったことによりグレーチングが天秤のようにはね上がって、下のタンクを損傷したという場所でした。

これに関しては、通常ぱっと見ただけでは分かりませんので、こういった変形で接続しているような場所については、こういった事故があったということはパトロールを行った者にも伝えまして、直線でない場所については、パトロールの中で確認するってということで、点検をするようにはしております。

西依義規委員

これ多分、小学校のすぐそばで、どちらかという学校先生とかは気づいたかもしれない——分かりますよ。

それとか、市民協働とかほかのセンターの方が知ったかもしれないので、そういう建設課だけでなくほかの課にも言って、教育委員会にも言って、学校にこういうところありますかと言って、それぐらいはせんと、やっぱ、ほかの課は知らないので、ぜひしてください。

内川隆則委員

この話はね、もう何回も何回も質問の出るような話であって、なかなか解決せん。

私も年間何十か所か出して指摘しよるばってんが、これ、この保険できくならばっていうて、市民が全部知ったらね、まだ、ばさらか増えるじゃろうっち思うたいね。

だから、あんまり知らんのにこれだけ出よってやけんが、こういう状態をやっぱ続けちゃいかんと思うたいね。

私、業者が見て280万円出しよってというのは初めて知ったばってん、もう業者に頼むならね、1か所幾らで頼め。

そうせんなら、もう業者は、ありきたりで無責任で、お金はもらえるけんっていうふうな感じになってしまうけん。

で、なかったら、再任用職員を増やして、この分で雇って、プロで回らせるっていうふうな方法のほうがよっぽど効果が上がるというふうに思うけん、もうこういうやり方というのは、無駄金と思うよ、俺は。

だから、そういうふうにして、しっかり——何か郵便局の職員にも頼んで、協定を結んで



都市計画課審査

議案乙第13号令和2年度鳥栖市一般会計補正予算（第2号）

報告第1号繰越明許費繰越計算書について

松隈清之委員長

これより、都市計画課関係議案の審査を行います。

議案乙第13号令和2年度鳥栖市一般会計補正予算（第2号）及び報告第1号繰越明許費繰越計算書についてを一括議題といたします。

執行部の説明を求めます。

藤川博一建設部次長兼都市計画課長

それでは、資料の17ページをお願いいたします。

まず歳入からです。

款16国庫支出金、項2国庫補助金、目5土木費国庫補助金、節2都市計画費国庫補助金1億1,850万円につきましては、社会資本整備総合交付金で公園施設長寿命化事業の分、3億650万円。それと都市公園遊具更新等、都市公園事業、国民スポーツ大会向けなんです。こちらのほうに8,200万円でございます。

続きまして、款17県支出金、項2県補助金、目5土木費県補助金、節2都市計画費県補助金45万4,000円につきましては、緑の景観づくり事業補助金の事業額が確定して、県の補助金額が増えたものを計上しております。

続きまして18ページでございます。

款23市債、項1市債、目3土木債、節3都市計画債1億550万円につきましては、公園施設長寿命化事業7,300万円、それと都市公園事業、国スポ向けの事業の9割分の市債の計上をしております。

続きまして、19ページをお願いいたします。

歳出でございます。

款8土木費、項4都市計画費、目2公園管理費、節12役務費7,000円につきましては、市民公園第2駐車場トイレ改修の建築確認申請の手数料を計上しております。

続きまして、節13委託料3,055万7,000円につきましては、市民公園大規模改修の設計業務

の委託料が2,800万円。朝日山公園、緑の保全整備事業の内示に伴う補正といたしまして255万7,000円計上をしております。

続きまして、節15工事請負費2,630万円につきましては、公園整備の工事費でございます、田代新町の公園のフェンス設置工事が130万円。これは市の単独事業でございます。それと藤木緑地遊具改修工事400万円、これは国庫補助金の長寿命化事業でございます。

最後に、市民公園第2駐車場トイレの改修工事2,100万円。これは都市公園整備事業の国庫補助金でございます。

資料といたしまして20ページに図面等掲載をさせていただいております。

今度現地視察を行っていただくんですけれども、下の図面の赤っぽいところの部分につきまして、今回、大規模改修の設計業務を行うものでございます。

それと、先ほど申し上げましたトイレにつきましては、市民公園の第2駐車場の西側寄りに1か所、今トイレが1つあります。それと市民プールの前ぐらい、市民球場のすぐ西ぐらいの芝広場の第2トイレ。これを2つ解体いたしまして、第2駐車場のちょうど曲がったところ辺に、新しく第2駐車場のトイレの新設を考えているものでございます。

左側に市民公園内の園路等の写真を掲載しております。

現地でまた詳しく御説明させていただきたいと思っておりますけれども、第1駐車場の全面舗装化、それと日本庭園の広場への改修。

それに伴いまして、市民公園内の車道、それと歩行者の動線確保の整備をさせていただきたいと思っております。

続きまして、21ページをお願いいたします。

繰越明許費の御報告でございます。

款8土木費、項4都市計画費、事業名は、都市計画道路見直し事業、金額は696万9,000円でございます。

都市計画道路見直し事業につきましては、駅周辺整備の断念等の影響がありまして、検討懇話会に向けての関係機関と協議を行っておりましたが、ちょっと協議が整うのに時間を要したため、繰越しをさせていただいております。

工期といたしましては、8月21日が最終日ということで、今の設定をしておるところでございます。

以上で、令和2年6月市議会定例会の議案乙第13号令和2年度鳥栖市一般会計補正予算(第2号)の都市計画課分の御説明を終わらせていただきます。

よろしくをお願いいたします。

松隈清之委員長

執行部の説明が終わりました。これより質疑を行います。

小石弘和委員

20ページの表を見ていると、障害者に優しいというふうなことは一言も書いていないけど、それは考えてあるんですかね。

藤川博一建設部次長兼都市計画課長

バリアフリー、それとユニバーサルデザインにつきましては、重々念頭におきまして、設計をさせていただきたいと思っております。

小石弘和委員

そういうふうなものであるならば、この図面に書いとくべきやないかなあと私は思うんですけど。

藤川博一建設部次長兼都市計画課長

申し訳ございません。

現地視察の折、改めて資料を作らせていただきますが、そのときはきちっと掲載をさせていただきます。

松隈清之委員長

目的にある、全ての利用者にとという意味はそういう意味ですか。

藤川博一建設部次長兼都市計画課長

ユニバーサルデザインのことを念頭に文言は書いております。

内川隆則委員

今のトイレ、新しいところはいいと思うんですが、そうでなくても、陸上競技場の東側にもトイレがあるから、という意味合いも込めて、芝広場の横にあるトイレからは、かなり遠くなるたいね。だからあの辺は、トイレはなくても別なところにあるのかな。

藤川博一建設部次長兼都市計画課長

今回は、今、御説明いたしました第2駐車場のところのトイレの集約化という整備でございます。

で、令和3年度以降に、この図面でいいますと、東の端に、もう一個トイレが、駐車場の右側ですね。第1運動広場の右側にトイレがございます。藤棚のところです。

このトイレをもうちょっとこの園路、文化会館よりのほうに移動して新設するという計画を今立てておりまして、便所は全体的に西寄りに持ってくるようには考えております。

内川隆則委員

分かりました。1年間、トイレには行かんちゅうことたいね。

松隈清之委員長

いいですか。

ほかにありますか。

飛松妙子委員

すみません、トイレの点で1点確認ですが、障害者の方にもっていうことですが、オストメイトトイレも考慮して考えていらっしゃるということでよかったですでしょうか。

オストメイトトイレ。

本田一也都市計画課長補佐兼公園緑地係長

今考えているトイレにつきましては、車椅子が入るトイレと、ベビーシートを配置したトイレで、こっちの側については考えております。

で、オストメイト、こういった洗うやつ、「人工」と呼ぶ者あり）……払うやつにつきましては、野外トイレにつきましては、考えておりません。

以上です。

飛松妙子委員

分かりました。一度オストメイトトイレを使われていらっしゃる方とかに御意見も伺っていただいて、外が要らないということであれば、不用だと思うんですが。

今後バリアフリー化する中で、そういう方々も、外出の機会を多くしていこうという考えがあれば、オストメイトトイレの整備も必要かなと思いますので、ぜひよろしく願いいたします。

それから、この近くに温水プールの予定地があると思うんですが、その扱いが今後はどうなるのかをお聞かせください。

藤川博一建設部次長兼都市計画課長

20ページの資料で簡単に御説明させていただきますけれども、今回、設計をする範囲はこの色を塗った部分でございます。

で、そのすぐ南に市民球場があって、すぐ左側に芝広場というところがございますが、ここが温水プールの建設予定地でございます。

で、凍結ということでございますので、今回も凍結して、この部分については設計委託の範囲にしないということで触れてはおりません。

飛松妙子委員

分かりました。それから19ページの公園管理委託料の中に朝日山公園緑の保全整備事業業務があるんですが、具体的にどのような内容なのかを教えてください。

藤川博一建設部次長兼都市計画課長

朝日山の北側に、上下水道の浄水場がございます。で、これと朝日山公園は隣接しており

ます。朝日山の雑木林といいますか、雑木類がかなり大きくなって、一部ではちょっと枯れて危険で、浄水場のほうがちょっと土地の高さ的に低うございますので、そちらのほうに倒れかかりつつあります。

あと、浄水場の電線とか通信機械の電柱とか電線がございます。それにも枝が触れつつありますので、そこを一気に剪定、伐採とさせていただく事業でございます。

飛松妙子委員

今、伐採ということでおっしゃられましたが、木をもう根本から切るという伐採なのかそれとも、どういう伐採なのかを教えてください。

本田一也都市計画課長補佐兼公園緑地係長

朝日山公園保全整備事業につきましては、当初で350万円つけさせてもらっています。今回が255万7,000円で、合わせますと605万7,000円の経費となります。その分を強剪定、ほとんどが強剪定です。

強剪定で、危険木と言われるのを伐採いたしますので、先の根っこからじゃなくて伐採ですね。そういうことでございます。

以上でございます。

飛松妙子委員

ありがとうございました。

古賀和仁委員

公園のところですが、今ちょっと説明の中で、日本庭園と舞台については改修するみたいだけど、具体的にどういうふうな形にされるんですか。

藤川博一建設部次長兼都市計画課長

市民体育館とか、市民公園の駐車場につきましては、一番南側の部分が舗装をしております。

そこで、今サッカーの練習とサッカー教室に貸出しをしている状況でございます。今回、こっちの駐車場はもう全面舗装をさせていただくと。

で、今サッカーの練習をしてあるグラウンドを日本庭園のほうに移設いたしまして、なおかつ、臨時の駐車場で使うようにできるということのような整備をしたいというふうに考えております。

古賀和仁委員

文化会館の舞台をつちゅう予算が出ているんだけど。

本田一也都市計画課長補佐兼公園緑地係長

歳入のほうの舞台ということで、文化会館の舞台改修ということで出ておりますけど、大

ホールの舞台を改修するという事で、具体的には上の機械類とか、いろいろありますけど、その辺を全部改修するという事になりますけど。

詳細の内容につきましては、文化振興芸術課の分になりますので、うちのほうは歳入のほうで取っているという、長寿命化事業でしていますので。そしてこれ大ホールの舞台です。全てするのがですね。

古賀和仁委員

何で都市計画課のほうから出るのかなというのが、素朴な疑問でね。

それともう一つ、日本庭園は全部なくすみたいだけど、どういう理由でなくしてしまうわけですか。せっかくのいい庭園をですよ。

藤川博一建設部次長兼都市計画課長

ちょっと繰り返しになりますけれども、第1駐車場の全面舗装をさせていただきます。

今、サッカーの練習されてある、要はベアグラウンド、これを日本庭園側に移設をして、なおかつ、いざというときは臨時駐車場ということで使えるような整備をするということでございます。日本庭園は、だからその分潰れます。

古賀和仁委員

せっかくの緑が、公園という都市公園の中の緑がなくなってしまうということで、非常に残念ですけれども、そうやって広げるっていうのであれば、何か代わりのところを——どういう造りっていうのはまだ分かるんですけども、これについて何かのほかのところで何か考えているということはないわけですか。

藤川博一建設部次長兼都市計画課長

ほかのところに代替の日本庭園を造るということは、考えておりません。

古賀和仁委員

別の質問ですけれども、都市計画道路見直し事業の懇話会。

懇話会について、現在駅が止まって、そのまま実際止まっていると聞いて、今回そのままの状態で、現状として今どういう感じで、今後どうされるのか、8月に。

藤川博一建設部次長兼都市計画課長

都市計画道路の見直しにつきましては、鳥栖駅整備の基本構想ができたということを契機として発足しておりました。

で、駅周辺整備が断念ということで、見直す前提条件がなくなったということで、最終的に懇話会からの提言を頂くというようなことが不可能となりましたので、市のほうで、これまでの議論の経緯をきちんと取りまとめて、各委員さん、また関係機関に経過の報告という形で、持ち回りで今御報告をして回っている最中でございます。

古賀和仁委員

ということは、駅周辺の道路の、正確に言うと3本の道路ですね。

これについては、今後一切計画の中でも、検討も全くしないというふうに考えていいわけですか。

藤川博一建設部次長兼都市計画課長

大変申し上げにくいことではございますが、結論を出すことができなかったというのが現実でございます。

古賀和仁委員

私が何でもこういうこと言っているかということ、駅周辺の道路の整備については必要性があるんじゃないかと、ね。

それについては、どういうふうに思われていますか。

松隈清之委員長

駅周辺の道路だけってということですか。例えば飯田蔵上線のことってということですか。

古賀和仁委員

3本の線についてこの会で話し合いを、都市計画道路の見直しをやっていたと。

今後、当然ね、駅自体は終わったけど、その周辺の道路についてはまだやらなければならないという、私はそう思っていますから。

道路についてを検討しながらやっていくうちゅうのは、必要性を感じているかどうか、その辺についてお尋ねします。

松雪努建設部長

先ほど来、藤川も説明しており、先日の一般質問でもお答えを差し上げております。

これまでも、るる道路の関係、お答えを差し上げたところでございますけれども。

当初、契機として鳥栖駅周辺整備構想にのっとり、都市計画道路の3本の見直しを進めていこうということでスタートをしております。

それで、駅周辺整備が断念した後、それでは、道路だけでも切り離してっていうふうなところも模索はしたんですが、やはりその3本の路線については、駅周辺に引っ張られるような形で、道路だけの見直しっていうのはやはりできかねるというような現状でございます。

この間の一般質問でもお答えをしましたが、今回の都市計画道路見直し検討懇話会についても、やはり中断と、中断せざるを得ないような状況に今置かれているというようなところでございます。

ですので、先ほど藤川都市計画課長も申し上げましたが、これまでの議論の経過を市のほうで取りまとめて、一旦それを成果として、中断というような形で進めていくような予定で

ございます。

以上です。

古賀和仁委員

計画が断念して、中断している。しかし、道路自体については、市として必要性を感じているかどうか、ここの部分だけでいいんですけど。お聞きしたいんですけど。

松雪努建設部長

繰り返しになります。鳥栖駅周辺整備事業がスタートしたことで、都市計画道路の見直しもスタートをしました。

ですので、鳥栖駅周辺整備事業が再開をしない限りは、この都市計画道路の見直しというのも再開はできかねるんじゃないかということで、今考えているところです。

松隈清之委員長

いいですか。

飛松妙子委員

すみません、もう一点お聞きしたいことがあったんですが、今日の議案質疑の中で、答弁で、子供の遊び場も必要であるということを考えているということでしたけど、子供の年齢をどの程度で考えていらっしゃるのかにもよるんですが。

前々から私も申し上げていましたけど、特に小さいお子様を遊ばせる場所がなかなか少なく、その理由の一つがやっぱり場所があるとちょっと大き目の子供たちとか、中学生、高校生が来ると、小さいお子さんたちが遊べるような場所がないっていうことで。ちょっと囲いがあって、お母さんが、目を離しても、そこからいなくならないような、ちょっとした囲いが3か所ぐらいあるような場所も、造られないかなあと思うんですが。

その辺は今後の検討になるかなと思うんですけど、今の段階でどのようなお考えがあるでしょうか。

松隈清之委員長

飛松委員、今のは市民公園のことじゃなくて鳥栖市全般の公園のことってということですか。

飛松妙子委員

ここです。議案質疑の中で御答弁頂いたので。

松隈清之委員長

市民公園についてですね。

藤川博一建設部次長兼都市計画課長

今回遊具の設置の設計はまだ終わっていないので、断定できないんですけども、有力方法としては、この日本庭園の南側芝広場のちょっと上の辺、この辺が遊具の設置箇所になる

かなと思っています。

今委員から御指摘頂いた囲いとかいうのは、確かにお子さんの安全性とか、当然、車の通りも出てくるものと思われまますので、そういった安全確保も含めたところで、検討をお願いしていきたいと思います。

飛松妙子委員

ありがとうございます。

あとすいません、先ほどの古賀議員が、日本庭園のことをおっしゃっていましたが、前回みどりの日でしたかね、植樹をした。

あそこ、私も初めてあの場所に行かせていただいて、こんな場所があったんだと思ったんですが、あの辺を、日本庭園じゃないですけど、そういう整備をしていくようなことは考えられないのかなあと思うんですが。

藤川博一建設部次長兼都市計画課長

今まさに御指摘頂いた場所につきましては、去年、植樹をした分がまだ半分でございます。

で、庭園という整備にはならないんですけども、またあそこをきれいに整地して、植樹をやるということはまたやらせていただきます。

西依義規委員

火曜日に行かせていただくんですけど、そのときに今いろいろおっしゃったところ、次長がおっしゃったような、通りはこの辺だとか、グラウンドはこの辺だろう、結局、担当課が思われている図ってというか、案の案みたいのはないんですか。

それがないと結局また全部口頭での説明で、手書きでもいいけど、何らかのイメージ図があれば、議員さん方もそれに対する指摘なり意見が言えるんですけど。

もちろん委託するんで委託するところに、ある程度トイレは1か所造ってくださいとか、多分仕様書をつくると思うんですよ。

その仕様書みたいな、もしあればと思うんですけど、ありますか。

藤川博一建設部次長兼都市計画課長

仕様書はないんですけども、確かに今我々が、言葉で申し上げた分、この図面をちょっとポンチ絵みたい、もうちょっと情報を掲載して、先ほど小石議員から言われたバリアフリーとか、ユニバーサル、そこもきちんと織り込んで、再度、現地視察の資料をつくらせていただきます。

西依義規委員

先ほど内川委員のトイレの場所ですよ。確かに僕も余りにも左過ぎるような気がして、そこもいろんな、例えば公園遊具があるところにやっぱ小さいお子さんがいるんで、近いほ

午後 3 時 31 分開会

松隈清之委員長

再開いたします。

西依義規委員

そういった昔の人の思いもってという意見で言わせていただきましたけど、あともう一つは、先ほどのユニバーサルデザインじゃないけど、多分、あまりにも階段と段が多いですよ、あそこ。

多分、今風ではないと思うんで、その辺もぜひ御考慮いただきたいと思います。

以上です。

松隈清之委員長

日本庭園は半分ぐらいとか、3分の1とか、残るんですか、残らないんですか。先ほど古賀委員も聞いていたけど。

本田一也都市計画課長補佐兼公園緑地係長

基本設計をする中で、いろいろ考えられますけど、一部石を使って残すとかはできると思うんですけど。

基本的には、先ほど言いました第1運動広場プラス大型バスの駐車場とかと遊具広場のほうを基本的には考えております。

松隈清之委員長

イメージ的にこの日本庭園の場所が、があつとただ更地、運動もしていいけど、何かのとき駐車場で使うよみたいな、があつとほぼ全てが更地みたいなイメージで捉えていいのか。

本田一也都市計画課長補佐兼公園緑地係長

一部舗装もして、大型バスへの、国体に向けに……。

松隈清之委員長

舗装のところでサッカーすると。

本田一也都市計画課長補佐兼公園緑地係長

基本的には更地にして、運動広場プラスその遊具を設置して、さらに臨時駐車場としていきたいなというふうな考えでいます。

松隈清之委員長

分かりました。

逆に中途半端に日本庭園を残しても、コンセプトにも多分合わんだろうし、不釣り合いかなと思ったので、どういうふうにするのかなと聞きたかったんですよ。

あとこの噴水は残るんですか、残らないですか。動線の見直しもあるって言われたけど。

藤川博一建設部次長兼都市計画課長

設計次第ですけれども、現在、我々が希望しているのは、この真ん中の碑ですね、ちょっとタイル絵みたいな。あれは35周年記念の碑なので、あれは加工して、周りのじゃぶじゃぶ池みたいなのは廃止して、やっぱ車とか、そういった動線を広く取りたいなというふうに思っています。設計に出してどういった結果が出るかですけれども、今の希望はそういったことで考えております。

松隈清之委員長

分かりました。あと、先ほどもありました都市計画道路の見直し、当然、その前提が崩れたというのはもちろんあるんですけれども、こうなると、この事業自体は何の成果も出せないということで、無駄な事業と言われるっていうのも、もう仕方ないと思うんですけども。

一方で、じゃあまた手をつけられない期間が無限に、将来にわたって広がるという——前の鉄道高架のとき、鉄道高架事業が掲げられたときの状態にまた戻ってしまったということなんですよ。

こうなるとやはり、もちろん影響を及ぼすんでという御意見とか、見解は分かる一方でね、じゃあどうなるかっていうの、やっぱ周辺の地元の方からするとあると思うわけですよ。

だから、例えば鉄道高架をもう絶対にしないとかってなれば、少なくとも飯田蔵上線にしてもね、じゃあどうするか判断はできると思うんですよ。

僕は個人的には、今の現道を拡幅整備したほうが効率的じゃないかと思うんですけども。

その方向性を出せば、全部を一遍に整理するわけではないにしても、今、特に交通渋滞とかが激しい飯田蔵上線なんかっていうのは——鉄道高架がないのであれば、一定の方向性を出すことは可能だと思うんですよ。酒井西宿町線にしても、あらかじめ方向性出していたじゃないですか。

だからそれも、あれは鉄道高架がないという前提で方向性を出していたわけだから、全部が全部解決するというわけではないにしても、何らかの方向性を出していかないと、また周辺の方は、またいつに——もうどうなるかも分からんのがずっと続くというのは、多分あんまよろしくないと思うんで。

そこは、ちょっと検討しといてください。

よろしいですか。

小石弘和委員

最後。令和2年の当初予算からこの補正に関してね、非常に公園事業の請負が多くなっている、事業がね。

それで、とにかく伐採が、非常に主な事業になっているわけですね。できるなら、もう恐らく緑化協会が中心になるだろうと思うんですよね。

そういうふうになってくると、やっぱり自社施工をぜひお願いをしたいなど。

そうせんと、これ下請に出せば、イメージ的な問題も出てくると思うんですよ。今の螢公園でもね、結局飛鳥さんが取っているんですけど、やはり伐採するときね、やはり下請で出していますから。イメージ的な問題が違ってくると、私は思うんですよね。

そういうふうなことも、やっぱ公園緑地系のほうでも十分に自社施工をお願いして、結局イメージ的なものをつくり上げてほしい。

金額的に物すごい大きな金額が、要するに重なってきているわけですよ。

そういうふうなことを、結局、税金を無駄に使わない、国庫補助金を無駄に使わない、そういうふうなことで立派な公園を造っていただきたい。

そいけん、ぜひ自社施工を、強力をお願いをしていただきたいというふうなことを思います。

以上です。終わります。

松隈清之委員長

自社施工と外注に出して、形が外注だから悪いっていうことになるのと、それはそれでやっぱりいかんで、少なくとも自社であれ外注であれ、こういう形にしてほしいというイメージは共有しとかんと、終わってしまっても全然違うような形になったって、小石委員言われるように、何でこげんなってとってなったらいかんでね。

そこは発注するときも、少なくとも具体的なイメージとか仕様なんかも明確にしていっていただきたいと思います。

何か、ほかありますか。

よかですか。

内川隆則委員

これは執行部が言うことをやろうと思って期待しとったけど、とうとう言わんやった。

文化会館の事務局はもう土日に行事が輻輳すると、もうてんやわんやで、抗議が殺到してくるわけよ。駐車場が足りないゆえに。

だからこういうふうな計画をしたんだというふうなことを、担当課は言わんやったけど、大体そこが一番の原因じゃんね。だからそういうふうなことで、潰してしまうというふうなことがあると思うけど。

ついでになってしまったけど、本題に入りますと、視察ね、視察。現地ね。

今日の議論の中で、建設課の道路、轟木のやつと萱方のやつと、ちょっと現地を見たほう

松隈清之委員長

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。(発言する者あり)

資料がありますね。

それでは、ちょっと質疑は終わりましたけれども、資料のほうの提出があるということでございますので、配付をお願いいたします。

暫時休憩します。

午後 3 時44分休憩



午後 3 時44分開会

松隈清之委員長

再開いたします。

質疑のときに、小石委員よりお尋ねされた分につきまして、資料、今お配りいただきました。

説明のほうがあれば、お願いします。

大石泰之維持管理課長

今お配りしました、先ほど御質問が出ました商工団地 3 号線の道路舗装工事に関する追加の資料でございます。

この商工団地 3 号線、通常の舗装の打替えだけではなくて、商工団地、昨今の大雨の際に道路の冠水事例が出てきております。

ですので、新たにこの幹線道路に側溝を入れることによって、別系統に水を排水をすることを目的に――と合わせて舗装を打替えるものでございます。

延長600メートルで、内訳としましては舗装工事が延長600メートルで約7,000万円。メートル当たり11万6,000円程度。

で、側溝は両側ですので、600掛ける 2 ということで1,200メートルで、全体では3,000万円程度、メートル当たりは 2 万5,000円ということでしております。

参考としまして、布津原町・本鳥栖線、市役所の前の市道でございますけれども、こちらにつきましては、392.1メートルで予算額5,080万円を予定しております。メートル当たりでございますと、12万9,500円。

こちらについては交通量、それから住宅街っていうところもございますので、夜間工事になっております。舗装工事だけ比較した場合は布津原町・本鳥栖線のほうが割高になっていると。

商工団地3号線につきましては、昼間の工事で予定しておりますので、その分が舗装費だけ見ると11万6,000円程度で済むだろうということを出しておるところでございます。

以上でございます。

松隈清之委員長

ありがとうございます。

これに対して、特に御質問等ありますか。

小石弘和委員

これ参考で、令和元年度布津原町・本鳥栖線道路舗装工事、これ終わっているんでしょう。

夜間工事はここをしたと、これメーター数は、要するにどのくらいであったんですか。（「392メーター」と呼ぶ者あり）

大石泰之維持管理課長

布津原町・本鳥栖線は、3月補正で計上したものでございまして、これは今から発注する分でございます。

ですので、予定でございます。

小石弘和委員

布津原町・本鳥栖線道路っちゅうのは、どこからどこまでですか。（発言する者あり）

いやいや、番地、どこの。どこからどこまでが392メーター。

山下美知維持管理課維持係長

布津原町・本鳥栖線につきましては、県道久留米基山筑紫野線から本鳥栖町の交差点までが路線となっております、工事の範囲といたしましては、およそ市役所の前、ひかり薬局がございまして、ひかり薬局の前から県道までということで、「逆やろう、こっちやろうもん」と呼ぶ者あり）

ひかり薬局から布津原町のバス停付近と、県道の交差点付近ということで予定をいたしております。（発言する者あり）（「了解」と呼ぶ者あり）

松隈清之委員長

よろしいですか。

内川隆則委員

しつこいようですが、今、夜間工事って言ったけどね、本鳥栖のところは夜間工事せんやったもんね。

非常に、いろいろ俺にも言うてこらっしゃったばってんね。むしろ、あっちのほうが車は多かったっちなかったか。あそこは昼間でしたろうが。

大石泰之維持管理課長

この布津原町・本鳥栖線、御存じのとおり非常に交通量が多い箇所でございます、昨年はフレスポの北側及び布津原町の団地のほうの2か所に分かれてしまいましたけれども、いずれも私どもにも非常に苦情が多うございました。

それを踏まえまして、今回、夜間工事の前提で予算を組んでいるところでございます。よろしく申し上げます。

松隈清之委員長

反省を踏まえて。

よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕



松隈清之委員長

それでは、以上をもちまして本日の日程は全て終了いたしました。
これをもちまして、本日の委員会を散会いたします。

午後 3 時50分散会

令和2年6月16日（火）

1 出席委員氏名

委員長 松隈 清之
副委員長 西依 義規
委員 小石 弘和 齊藤 正治 内川 隆則
古賀 和仁 飛松 妙子

2 欠席委員氏名

なし

3 説明のため出席した者の職氏名

経済部長兼上下水道局長 古賀 達也
商工振興課長兼新産業集積エリア事業推進室長 古沢 修
商工振興課長補佐兼商工観光労政係長 樋本 太郎
経済部次長兼農林課長 松隈 久雄
農業委員会事務局長 倉地 信夫

上下水道局管理課長 小川 智裕
上下水道局管理課総務係長 小森 敏幸
上下水道局事業課長 日吉 和裕

建設部長 松雪 努
建設部次長兼建設課長 佐藤 晃一
建設課長補佐兼庶務住宅係長 犬丸 章宏
維持管理課長 大石 泰之
建設部次長兼都市計画課長 藤川 博一
国道・交通対策課長 中内 利和

4 出席した議会事務局職員の職氏名

議事調査係主任 古賀 隆介

5 日程

現地視察

市民公園（宿町）

田代大官町・萱方線道路改良事業現地

轟木・衛生処理場線道路改良事業現地

議案審査

議案甲第33号専決処分事項の承認について

議案乙第13号令和2年度鳥栖市一般会計補正予算（第2号）

議案乙第14号専決処分事項の承認について

議案乙第16号令和2年度鳥栖市一般会計補正予算（第3号）

[総括、採決]

6 傍聴者

なし

7 その他

なし

自 午前10時

現地視察

市民公園（宿町）

田代大官町・萱方線道路改良事業現地

轟木・衛生処理場線道路改良事業現地

至 午前11時10分



午前11時21分開会

松隈清之委員長

本日の建設経済常任委員会を開きます。



松隈清之委員長

自由討議につきましては、あらかじめ委員の皆様にお伺いして、ないということを確認しておりますので、自由討議は行いません。

続きまして、審査において資料の要求があったものにつきまして執行部より資料の提出がなされておりますので、説明を求めたいと思います。

松隈久雄経済部次長兼農林課長

委員会の折に、要求がありました農林課関係分で2点提出をいたしております。

2ページ、3ページで、第1の林道九千部山横断線未買収用地について説明をさせていただきます。

2ページ目に、基本的には写真の上部に林道九千部山横断線という吹き出しを入れておりました、この薄くなっている部分が道路でございます、左の下部に勝尾大橋がありますけれども、こういう路線の横断線でございます。

その中で、黄色で表示しておりますけれども、この筆の道路にかかる部分については、未買収用地でございます。

未買収の理由としましては、相続等の関係で協議が整っていないためのものでございます。今後も協議を重ね、早期の買収につなげてまいりたいと思います。

続きまして、2点目につきましては、4ページをお願いいたします。滞在型農園施設、地域休養施設の指定管理料の推移でございます。ほかに利用者数、修繕料及び改修工事費について記載をしております。

利用者については、指定管理以降増加をいたしておりますが、平成29年、30年の施設の大規模改修時には、減少しておりますけれども令和元年度には回復をしているものでございます。

以上、簡単でございますが説明を終わらせていただきます。

古沢修商工振興課長兼新産業集積エリア事業推進室長

商工振興課関係分で、追加資料を提出しております。

緊急経済対策におけます鳥栖市緊急事業支援給付金の給付状況でございます。業種別割合について掲載をしております。

右上の給付件数、6月11日現在で605件。うち法人が194件、うち個人が411件、個人事業主のうち、市外で事業を行っておられる方の件数につきましては、35件。給付総額につきましては、1億2,000万円程度となっております。

すいません、億の字が間違えておりますので、訂正をもってお詫び申し上げます。

業種別割合でございますけれども、一番多いのが飲食26%、2番目が小売・卸売17.5%、3番目が建設・土木・建築15.4%、4番目が美容・理容7.9%、5番目が教室・塾、そういったものの講師6.9%といった状況でございます。

以上でございます。

松隈清之委員長

ただいま資料の説明を頂きました。

この際、何かこれについて御質問ある方いらっしゃいますか。

飛松妙子委員

資料の提出ありがとうございます。

指定管理料のところ1点お聞きしたいんですが、鳥栖市が行っていたときはどのくらいの事業費がかかっていたのか、教えてください。

あともう一つ、すみません。

平成29年が2,600万円で、平成28年度と30年度を見ますと、3,000万円と4,000万円のこの開きについて、御説明をお願いします。

松隈久雄経済部次長兼農林課長

申し訳ございません。

正確な数字が、以前の分を用意しておりませんので、基本的には、経費節減というのが目的ですので、この大部分より増加した金額でいたしておりました。

それと平成29年度、30年度の部分につきましてでございますけれども、平成30年度につきましては、大規模改修を行いましたので、その減少見込み部分が、当然発生いたしますのでその部分を加算。また減免制度を本格運用しておりますので、その減免部分について補填をいたしておりますので、それを加味しまして4,000万円ということになっております。

それと令和元年度につきましては、基本的には、大規模改修で利用客が離れていることから、利用客数を少なく見込んだことから、その部分についての加算と減免分があったものでございます。

先ほど平成20年度の分の歳入についてちょっと私のほうが手元に資料がなかったんですけども、再度説明をさせていただきます。

平成20年度の歳入の合計が2,980万9,815円。歳出につきましては、合計で6,553万2,752円となっております。

以上でございます。

飛松妙子委員

今の御説明で、平成20年度の赤字が3,500万円ぐらいあったってということと、あとすみません、平成29年度と30年度の差の御説明がちょっとなかったもので、そこをお願いします。

松隈清之委員長

もう一度お願いします。

松隈久雄経済部次長兼農林課長

平成29年度につきましては、事業収入につきましては、過去3年程度の平均より算出をいたしておりまして、なおかつ支出については大規模改修による支出減を見込んだところから、この金額の減額になっておるものでございます。

以上でございます。

松隈清之委員長

平成30年度の指定管理料が多いのは、施設を使えない期間が長かったからということなんですかね。

松隈久雄経済部次長兼農林課長

そのとおりでございます。

飛松妙子委員

平成28年度と29年度で400万円差があるのが過去3年間の平均から。

もう一度御説明をお願いします。

松隈久雄経済部次長兼農林課長

基本的にこの指定管理料につきましては、収入につきましては、過去3年程度の平均より算出をいたしております。

なおかつ、そして支出については、休館を、工事を行いますので、その部分の支出も当然、減る部分がございますので、その中で、この金額を算定したものでございます。

飛松妙子委員

後で詳しく教えてください。

それと平成20年度の歳入、歳出で3,500万円の赤字だったってことでよかったんでしょうか。

松隈久雄経済部次長兼農林課長

そのとおりでございます。

松隈清之委員長

どういう経費が営業しなくてもかかって、どういう経費が営業をしないとかからないかが分からないと、多分ぴんとこないと思うんで、後ほど説明をお願いします。

ほか、ありますか。

小石弘和委員

この九千部横断線未買収地。これは全部買わなくてはいけない部分かなと思うと。

それからこれ、平米当たり幾らかな、金総額。全部買収した場合。

そしてこれ、管理はどこが管理して、どういうふうな使用目的をするか。管理が大変だろうと思うんですよ。

以上、教えてください。

松隈久雄経済部次長兼農林課長

この未買収用地につきましては、この図面に提示しておりますのは、筆全体の筆数でございまして、買収をいたしますのは、この道路に影響する部分を買収をさせていただくというものでございます。

それで、こちらの管理につきましては、県のほうで、この横断線は施工いただいておりますけれども、その後、市のほうに移管をいただいておりますので、市のほうで管理をしていくということでございます。

以上でございます。

すいません、もう一点。単価については、平米160円でございます。

小石弘和委員

じゃあ、この改修する分は、結局市が手出しをすると。

ほんなら、結局改修する部分は何平米ぐらいですか。

松隈清之委員長

買収ですか。（「買収」と呼ぶ者あり）

松隈久雄経済部次長兼農林課長

本年度、今補正で計上してあります2,114平米以外で、あと5筆ございますけれども、あと2,315平米でございます。

以上でございます。

松隈清之委員長

これは、ここに今書かれている買収面積を足していくとそうなるってことかな。

松隈久雄経済部次長兼農林課長

この色をつけているのは全体の部分で、右側に吹き出しをしておりますのが買収面積でございます。

この買収面積を合計しますと、2,315平米ということになります。

以上でございます。

小石弘和委員

例えば、ここに牛原町字若林1561番21の635.17平米を買収するわけね。

そうしたら、この買収したところの、結局管理は農林課が管理して、使用目的は何もないわけね。

結局、その後の維持管理は農林課がするというふうなことで理解していいかな。

松隈久雄経済部次長兼農林課長

目的としましては、この部分は道路とか林道部分でございますので、市のほうで管理をしていくということでございます。

以上でございます。

松隈清之委員長

よろしいですか。

[発言する者なし]

それでは、資料についての質疑……（発言する者あり）

西依義規委員

私からも、せっかく資料、出してもらったんで指定管理料の件ですけど、修繕費と工事請負費が、これ合計はないんですけど、大体5億円ぐらいかかっているんですかね。

それで公共施設の長寿命化みたいな管理計画あるやないですか。これは今後、この施設は何年に一遍改修とか、もうその辺、どういう計画なんですか、今後の修繕って。

松隈久雄経済部次長兼農林課長

基本的に、平成29、30年度で大規模の改修をさせていただいておまして、今後について詳細な計画というのは、ちょっと現時点では持ち合わせておりません。

以上でございます。

西依義規委員

詳細な計画はないけど、目安として大体、今回の大規模改修で何年ぐらい持たせようと思っ
ていますか。

松隈久雄経済部次長兼農林課長

当初、こちらのほうが、建設しましたのが平成元年と平成6年ということでございますので、基本的にその期間で相当の傷みが出たということですので、同様に今後30年後ぐらいには、当然必要になってくるものと思っております。

以上でございます。

松隈清之委員長

ほかにございますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

それでは、資料についての質疑を終わります。



総 括

松隈清之委員長

これより、総括を行います。

議案に対する質疑は終了しておりますが、総括的に御意見、御要望があれば御発言をお願いいたします。

古賀和仁委員

とりこえ、やまびこ、成果については資料頂いておりますが、改めて意見要望っちゅうことでさせていただきたいと思えます。

今回、とりこえ、やまびこ、栖の宿については、指定管理については、5年間で非公募と
ですね。

もともとの指定管理制度っていうのは、その目的というのはサービスの向上、それから経営の効率化ということが大きな目的なんです。

その中で、非公募にする施設というのは、特別の場合、特別の場合の施設や地域に密着するような施設については、現在も非公募でやられていると思っているんですけど。

この施設については、やはり非公募にするのはいかがなものかと、私自身は思っておりますので、ぜひこれについても検討していただきたいと。

それから今後30年後、できてから大規模やっていますが、また再びしなければならない時期が当然やってきますので、この施設についての、どうするか、存続させるのかですね。

それから施設を存続させるのか、民間へ売却するのか、その辺も含めて、必要性も含めて検討をしていただきたいと思います。

それからもう一つ、駅前周辺整備について意見を述べさせていただきたいと思います。

駅前周辺については、断念ということで、1年半前になされております。

その中で、今回都市計画道路見直しの懇話会を終わらせるということになっております。

それで、しかし駅周辺の整備っていうのは、過去いろんな経緯がありまして、昭和60年の拠点構想から、高架事業の2回の白紙撤回、そして今回の橋上駅の断念ですね。それ含めてやっておりますけれども、やはり駅の重要性、それから鳥栖の玄関口と重要性から考えると、鳥栖駅の交差点広場まで含めて、この部分は新たに計画を持ってやるべきじゃないかと私は思っております。

それと、西と東の連携を保つための道路の整備についても、しっかりとこれから検討をしていただいて、もう知らないよと言うんじゃなくて、やっぱり何かの形で断念すればその代案を出すというのが、行政の1つの役割だと思っておりますので、ぜひこのことについてもしっかりと検討をしていただきたいと思います。

以上でございます。

松隈清之委員長

ちょっと待ってくださいね。同じ内容ですか。

西依義規委員

違います

松隈清之委員長

違いますね。

今の御意見に対して、何かお答えできることがあればお聞きもしますが。(発言する者あり) ない。分かりました。

西依義規委員

先ほど、すいません、公園のほうに視察、いただきまして、ありがとうございます。

そこで、ちょっと関連で、今日、現地いろいろ見させていただいて、いろんな方々の御意

見で、大まか、その方向性については結構異論はなかったかなと思ったんですが、あと遊具広場の予定って書いてありますけど、そこに関してやっぱりいろんな御意見があると思います。

もちろん市民の意見を聞けばいいというそれだけの問題じゃないかもしれないですけど、例えば庁内の、例えばこども育成課とか、要は子供相手の課とか健康増進課とか、文化芸術、スポーツ、公園だけじゃなくて、少し広げてそういった直接声を受けている方々の、庁内の方々の御意見等も聞いて、何とか――造ったはいいが、あんまりようなかねってはならんように、ぜひよろしくをお願いします。

以上です。

藤川博一建設部次長兼都市計画課長

御指摘頂いた件ですが、実はこの遊具の、今回の整備は、長寿命化の補助金を活用しようと思っています。

それで、長寿命化の補助金を活用するとなりますと、従前にあった機能の一定の確保っちゃうものが求められますんで、どこまで今御指摘頂いた、確かに子育て世代であるとかそういったところ、関係している機関の御意見、承ってやりたいと思いますが、どこまで聞けるかはちょっとあれですけど、できる限りは取り込んでやらせていただきたいと思います。

飛松妙子委員

ちょっと関連してなんですが、その遊具広場の予定場所で、対象の年齢によっては休憩する場所に、例えば屋根があったりとか椅子があったりとか、あと自動販売機とか、あとトイレとかがあるとすごく助かるなと思っていますので、その動線も含めて、そういう例えば球場に自動販売機があるのであれば、そこから行けるような感じでうまく動線とかも活用していただいて、そこに遊びに来るお母さんたちが小さい子供を連れてくるのであれば、活用しやすいような形で考えていただければと思います。

あと、別件で、いいですか。

コロナの影響で、本当に経済対策、建設経済常任委員会、それから建設部の皆様には、いろんな面で応援もしていただきながら、本当にありがとうございます。

緊急事業給付金については、もう様々、委員会でも拡充を求めている議員さんもおりましたので、ぜひともここは検討していただきたいのと同時に、梅雨に入りまして、特に維持管理課の皆様とか農林課の皆様はまた大変な、もし災害があったときは大変な作業にもなってくると思います。

どうか皆様、健康第一で市民の皆様の安心、安全のために御尽力いただきたいということをちょっと最後をお願いを申し上げたいと思います。

以上で、当委員会に付託された議案の審査は全て終了いたしました。

本日議決した本案に対する委員長報告の作成等につきましては、正副委員長に御一任願いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よってそのように決しました。



松隈清之委員長

以上で、全ての日程が終了いたしました。

これをもちまして、建設経済常任委員会を閉会いたします。

午前11時43分散会

鳥栖市議会委員会条例第29条の規定によりここに押印する。

鳥栖市議会建設経済常任委員長 松 隈 清 之

